

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 1 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成28年11月28日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第6	議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第8	議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第84号 岩出市税条例の一部改正について
日程第10	議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第11	議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第14	議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
日程第15	議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
日程第16	議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
日程第17	議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18	議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20	議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第97号 市道路線の認定について
日程第23	議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について

- 日程第24 議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議案第48号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 議案第49号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
- 日程第34 議案第102号 岩出市監査委員の選任について

開会

(9 時 30 分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成28年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第80号から議案第101号までの議案22件につきましては、提案理由の説明、議案第44号から議案第50号までの決算議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決、議案第102号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、三栖慎太郎議員及び松下 元議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間と決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、平成28年10月2日執行の岩出市長選挙において、尾和弘一前議員が9月25日に立候補の届け出をされたため、公職選挙法第90条の規定により、同日付で議員を失職されましたので、ご報告いたします。

次に、本定例会に説明員として出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案23件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査をいたしました平成27年度決算関係議案7件の審査報告書が配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、平成28年第3回定例会から平成28年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、受理した請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願書のとおり、厚生常任委員会へ付託いたします。

次に、平成28年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○時本議事調査係長 市議会議長会関係について報告いたします。

平成28年11月4日金曜日、田辺市で平成28年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

総会に先立ちまして、田辺スポーツパークの視察を行いました。引き続いて、田辺市の紀伊田辺シティプラザホテルで第2回総会が開催されました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、和歌山市正副議長、海南市正副議長、新宮市副議長の紹介、会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催地である田辺市議会議長の挨拶と田辺市長の歓迎の挨拶、引き続いて田辺市議会議長の進行で、平成28年5月21日から平成28年11月3日までの会務報告、平成29年度議長会関係、次期役員候補市として、全国市議会議長会全国委員、全国市議会議長会議員共済会代議員及び全国広域連携市議会協議会役員の推薦、各種協議会次期役員として、全国自治体病院経営都市議会協議会、石油基地防災対策都市議会協議会及び全国高速自動車道市議会協議会の次期役員候補市の推薦を行いました。

最後に、平成28年度和歌山県市議会議長会第3回総会の開催地と期日について協議を行い、開催地につきましては和歌山市で、期日は平成29年2月6日月曜日に開催することを決定し、平成28年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○井神議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かとお忙しい毎日ではございますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本日、平成28年第4回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

これより、本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告をさせていただく前に、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの市長選挙に際しましては、多くの市民の皆様と、議員各位を初めとする各方面からの力強いご支援を賜り、引き続き岩出市政のかじ取り役を担当させていただくこととなりました。岩出市の未来を担う重責に、改めて身の引き締まる思いであります。

振り返れば、「我がまちはすてきなりき」そう思えるまちづくりに取り組もうと思い、初登庁してから20年の月日が過ぎました。この間、「活力あふれるまち ふれあいのまち」を実現を目指して、まちづくりを進めてまいりました。

平成18年4月には、多くの住民の願いであった単独での市制施行を実現することができました。

岩出市誕生から、はや10年がたちましたが、激動する社会経済情勢下において、私ども地方自治体を取り巻く環境は、一段と厳しくなっており、求められる行政能力も高度化・多種多様化し、取り組むべき行政課題は、まだまだ山積しております。

今後のまちづくりにつきましては、第2次岩出市長期総合計画・後期基本計画及び岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市民の皆様との対話と協調のもと、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指して、計画的かつ効率的にバランスのとれた行財政運営に取り組んでまいります。

今後も、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

それでは、当面の市行政についてご報告申し上げます。

まず初めに、平成28年度市政懇談会についてであります。今年度は、11月11日から12月9日までの間、市内18会場で実施しております。議員各位におかれまして

は、各会場にご出席いただき、ありがとうございます。現在、既に10会場を終了しておりますが、市民の皆様方のご意見、ご要望をお聞きし、今後の市政に反映させてまいります。

次に、人権啓発についてであります。国では、12月4日から12月10日を人権週間と定めております。また、11月は和歌山県が提唱する同和運動推進月間であり、11月11日から12月10日までは、人権を考える強調月間でもあります。

この間、岩出市ではＪＲ岩出駅前や市内のスーパーにおける街頭啓発を初め、公民館などへののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、11月12日には人権を考えるつどいを開催するなど、住民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところです。

今後も「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、Ｂ型肝炎ワクチンの予防接種についてであります。予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令が、それぞれ公布され、本年10月1日から施行されました。

本市においては、今回の改正で定期接種に位置づけられたＢ型肝炎ワクチンの予防接種を、平成28年4月以降に出生した、生後1歳に至るまでの間にある乳児を対象に、10月1日から実施しているところです。接種対象者には、事前にお知らせするとともに、市広報紙やウェブサイト、乳幼児健診等各種母子保健事業において、周知啓発をしています。

なお、今回の定期接種に係る追加経費について、本定例会に補正予算を上程しておりますので、慎重審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

次に、道路事業についてであります。主要幹線道路であります市道山西国分線、（通称農免道路）において、交通安全対策事業を進めており、現在、山地区の歩道設置が完成し、中黒、赤垣内、川尻地区の歩道設置や西国分地区の交差点改良を今年度末の完成に向け取り組んでおります。

次に、浸水対策についてであります。山崎地区の排水ポンプ設置工事や高瀬地区における北川排水路のボトルネック解消工事、大町、高瀬、西野地区の県道泉佐野岩出線内への大町排水路設置工事等、全ての工事発注を完了しています。

また、国におきましても、農林水産省の国営総合農地防災事業で、昨年度から取り組んでいる紀の川市（旧打田町）から岡田地区に流れ込む藤崎井支線水路（岡田

排水路)の改修工事が、今年度完成予定となっています。

また、国土交通省の紀の川「岩出狭窄部対策事業」につきましても、今年度から事業着手し、おおむね5年間で拡幅水路と河道掘削が実施されることから、浸水被害の軽減が図られるものと期待しています。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。本年4月1日に、本市の観光振興の拠点となる、ねごろ歴史資料館と旧和歌山県会議事堂(一乗閣)がオープンし、周辺の根来SL公園をあわせた一帯地域をねごろ歴史の丘として、観光振興を進めているところであります。

また、6月19日には、市観光協会や商工会など7団体による、ねごろ歴史の丘観光推進協議会が発足し、イベントの開催や団体向け弁当事業、語り部クラブの強化など、官民協働の取り組みが始まっております。

市では、さらなる観光振興を図るため、ねごろ歴史の丘を道の駅として登録を受けるべく協議を進めているところであり、その利便向上のため、新たに団体客向けトイレ、案内休憩施設、物販スペースなどを備えた施設の建設を進め、観光拠点として一層の機能充実を図り、和歌山県の玄関口として、観光情報発信の役割を担うとともに、団体バスツアーを初めとして、多くの皆様に訪れていただけるよう、観光振興施策を展開してまいります。

次に、教育関係についてであります。12月6日、和歌山県学習到達度調査が実施されます。この調査は、県教育委員会が、小学4年生から6年生、中学1、2年生を対象に実施するものです。

市教育委員会では、4月に実施された全国学力・学習状況調査、岩出市学力テストとあわせて、年2回の調査結果の分析等を通して、継続的な検証・改善が図られるよう各学校を指導してまいります。

今後も、各学校において明らかになった課題を解決すべく取り組むとともに、全ての教科の学力向上の基礎となる読解力の向上を目的に、学校と岩出図書館が連携した読書活動の推進等を通して、より実効性のある学力向上対策を実施してまいります。

次に、岩出市民運動会と岩出市文化祭についてであります。ともに岩出市誕生10周年記念行事として実施しました。

市民運動会は、10月10日「体育の日」に開催し、わかやまスポーツ伝承館の協力をいただき、県内出身者がオリンピックなどで獲得したメダル等の展示ブースや祝い餅の配布等、趣向を凝らし、多くの方にご参加いただき、盛会に開催できました。

また、文化祭は、10月29日、30日の両日、「輝く文化 はばたけ未来へ」をテーマに開催しました。文化祭では、本市のよさを再発見、再認識することを目的とした、小・中学生の子供たちによる「大好きなまち岩出市」を題目にした絵画展示など多くの催しで、ご来場いただいた多くの方々に楽しんでいただきました。

なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、長年にわたり、地方自治の振興や社会福祉の増進、市民の健康づくり、交通安全活動、スポーツの振興、地域活動等、本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な16名の方々がふるさと賞を受賞されました。

いずれの催しも議員各位を初め、多くの市民の方々のご参加をいただき、盛会裏に終了することができました。厚くお礼を申し上げます。

次に、成人式についてであります。平成29年1月9日「成人の日」に新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的として開催いたします。今回の対象者は、平成8年4月2日から平成9年4月1日生まれの方となります。

議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

○井神議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第26 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○井神議長 日程第5 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第26 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いします案件につきましては、条例案件が新規制定1件、一部改正10件、平成28年度の一般会計を初めとする補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定案件が4件の計22件であります。

まず初めに、条例案件についてご説明いたします。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため改正するものであります。

次に、議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく岩出市地域公共交通協議会の発足に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額、勤勉手当及び扶養手当の改定を行うとともに、介護時間の新設等所要の改正をするものであります。

次に、議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてであります。新たに任用する臨時的任用職員の賃金の額を定めるため改正するものです。

次に、議案第84号 岩出市税条例の一部改正について及び議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。所得税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてであります。市が所有する財産の譲与等について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正についてであります。日常生活用具の給付に係る費用について、所要の改正をするものです。

次に、議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険認定審査会委員の任期と定数について、所要の改正をするものであります。

次に、議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてであります。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正についてであります。

岩出市公営住宅の用途廃止に伴い、高塚南団地の戸数を２戸から１戸に減じるため改正するものであります。

次に、平成28年度補正予算案件について説明いたします。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第３号）についてであります  
が、既決の予算の総額に７億5,264万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を163億9,462万9,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、事業の補助採択などに伴う国県支出金の事業財源のほか、特別会計における前年度精算に伴う繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについて補正するものであります。

一方、歳出では、人事院勧告等による人件費の補正のほか、後期高齢者医療特別会計繰出金、前年度補助金の精算に伴う返還金、介護保険特別会計繰出金、障害者総合支援事業扶助費、臨時福祉給付金給付費、生活保護扶助費、環境衛生費需用費、予防接種委託料、養育医療扶助費、県営のため池等整備費負担金、道路新設改良費工事請負費、下水道事業特別会計繰出金、那賀消防組合負担金、指定文化財保護費補助、繰上償還に伴う公債費などについて補正するものであります。

次に、議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてありますが、既決の予算の総額に2,196万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を65億2,155万2,000円とするものです。

主な補正の内容は、歳入では、平成27年度退職者医療交付金の精算による追加交付分の発生に伴う補正のほか、前年度繰越金について、歳出では、退職被保険者等に係る高額療養費の増加に伴う補正のほか、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第３号）についてありますが、既決の予算の総額に4,704万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億1,998万8,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、地域支援事業交付金のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金について、歳出では、介護予防サービス計画作成委託料のほか、職員給料、職員手当等、共済費、平成27年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計への繰出金及び介護給付費準備基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてありますが、既決の予算の総額に4,510万8,000円を追加し、補正後

の予算の総額を7億5,048万3,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金について補正するものであります。

次に、議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に8,104万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を27億3,347万3,000円とするものです。

主な補正の内容は、歳入では、社会資本整備総合交付金のほか、一般会計繰入金、下水道事業債、前年度繰越金について、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、一般会計繰出金、水洗化助成金の増額に伴う補助金、社会資本整備総合交付金の増額に伴う工事請負費等について補正するものであります。

次に、議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に102万8,000円を追加し、補正後の予定額を9億5,352万8,000円とするものであります。

主な補正の内容は、人事院勧告等に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第97号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路5路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について、議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について、議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定についてであります。岩出市火葬場とさぎのせ公園、道の駅根来さくらの里、根来公園墓地における住民サービスの向上と管理コストの縮減を目的として、指定管理者による管理を引き続き行うため、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○井神議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算について～

日程第33 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○井神議長 日程第27 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算の件から日程第33 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員長、福山晴美議員、演壇でお願いいたします。

○福山議員 おはようございます。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

8月29日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成27年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月6日火曜日、本会議終了後、平成27年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月11日火曜日、総務部門、12日水曜日、文教部門、議会部門、17日月曜日、建設部門を実施しました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、各部門の審査の前に検閲を行いました。

各部門の検閲終了後、平成27年度決算議案7件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第44号から議案第47号までの4議案は、賛成者多数により認定、議案第50号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第48号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第49号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上2議案については、全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、全議員に配付させていただきます。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第48号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第49号 平成27年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、以上議案2件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案2件に対する討論を終結いたします。

議案第48号及び議案第49号の議案2件を一括して採決いたします。

この議案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第49号の議案2件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

安倍政権は、地方創生やアベノミクスの地方への波及をこの間行ってきましたが、しかし、その中身は社会保障切り捨て、雇用破壊、TPP推進であり、この道は地方の衰退をさらに加速させるものです。地方は、住民の暮らしの困難、福祉、医療の危機、地域経済の衰退など、深刻な問題に直面しています。格差と貧困が広がる中で、平成27年度岩出市政は、市民生活を支援する政策の充実が求められていました。当市における27年度決算について、市民にとってどうだったのか。地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られてきたかが問われることになります。

しかし、決算を見る限り、積極的な住民が望んでいる施策の充実、お金の使い方

がされていないと考えます。その理由は、過度な減債基金への積み立てや繰上償還を行ってきたことです。

繰上償還の説明では、将来の負担軽減等、市民には聞こえがいいことを説明されておりますが、言いかえれば、現役世代の要求に応えようとせず、我慢をさせるというものです。

減債基金の状況は、平成24年度では12億、平成25年度末では14億、平成27年度は16億とふやしてきています。財政調整基金も10億円もございます。基金全体では56億円、こうした状況から見ても、市民要求に十分応えるだけの財政はあります。子供からお年寄り全て、市民が健康で豊かな生活を送る。岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。

しかし、この決算を見ても、住民要求に応える点では不十分であったと考えますので、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

松下 元議員。

○松下議員 議案第44号 平成27年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論をいたします。

決算書によりますと、岩出市の財政状況は、収入の中心である市税は、昨年度よりも増加しておりますが、大幅な増加が見込めない中、依然として厳しい状況にあると思われます。

その中において、執行部は徴収率の向上に取り組み、成果を上げられています。また、国県支出金などの活用を図ることにより、財源の確保に努める一方で、不足する財源を安易な借り入れに頼ることなく、必要最低限の起債のみにすることにより、後年度負担の縮減にも努められております。

一方、歳出面では、効果はもちろん、緊急性、必要性をもとに、着実に事業を進められ、住民福祉のための各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、安全性向上のための防災対策事業、よりよい教育環境のための諸施策、また根来寺周辺観光促進事業の推進など、限られた財源の中、行政需要への的確な対応が見受けられます。

以上、述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第44号に対する討論を終結いたします。

議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

国保会計における最大の問題は、国保税を引き下げのために、一般会計から独自の繰り入れを行わない点です。低所得者や高齢者など、医療の必要性の高い加入者が多いからこそ繰り入れは必要です。

本来、国保会計が黒字になれば、基金への積み立てを行うべきものを一般会計へ繰り戻すという市の姿勢があります。借りているという性格のものではなく、当然の必要な対策であり、理解が得られません。国保は、誰もがいずれ加入する保険です。そういった意味では、不公平感の用いた説明では納得を得られないものと考えられます。また、資格証明書、短期証明書の発行もやめるべきと考えますが、市の姿勢は変わっていません。

国保を安定化させる上での国保運営の姿勢、国保利用者の負担軽減の対策面等理解が得られないものと考えますので、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野 豊議員。

○西野議員 議案第45号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険制度は、加入者の年齢構成が高いこと、低所得者の加入割合が高いことなど、構造的な問題に直面しています。近年では、高額な薬剤の保険適用に伴い、医療費に影響が及んでおります。

岩出市においても、被保険者が減少する一方、保険給付費が伸びており、厳しい財政運営を強いられている状況です。

そうした中、岩出市においては、国保税の現年度収納率が昨年より上昇しており、徴収プロジェクトチームを初めとする取り組みの成果があらわれてきております。また、特定健診や人間ドック、脳ドックと保健事業にも取り組み、市民の健康づくりに努力されております。

一般会計繰出金も支出されておりますが、これは一般会計から国民会計へルール分以外に繰り入れたものを返すという目的であり、当然かつ正当な歳出でありますので、適切に運営されていると認めます。

以上、述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第45号に対する討論を終結いたします。

議案第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり認定されました。

議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度では、該当する介護度別に認定された方が本当に必要とするサービスが受けられたのかどうか問われてきます。今、国は給付費の抜本的削減を図ろうと、要支援者を介護保険から外して、新総合事業に移行させることや、特養ホームへの入所を要介護3以上に限定し、さらに一定の所得者の補足給付の制限を行いました。今後、要介護1・2の在宅サービスの抑制や全ての介護サービス利用者の利用料を2割とするなど、大幅な給付抑制や負担増などの制度改悪を進めようとしています。

本市は、このような高齢者の老後の暮らしを脅かし、生きる希望を奪うような制度改悪に追随せず、国にその中止を求め、本市独自でできる最大限の上乗せサービ

スを実施すべきです。

市は、平成29年4月に開始する新総合事業に向け、地域の社会資源やボランティア支援の可能性などの把握に取り組んでいます。要支援者への介護サービス抑制とならないよう強く求めておきます。

介護保険事業に必要な財源について、国庫負担割合をふやさなければ、今後、制度を維持できなくなることを強く国に主張するとともに、介護保険料の引き上げを抑制するために、市の一般財源を繰り入れるべきです。

低所得者の利用料を減額、免除する制度がありますが、十分なものになっていません。経済的な理由で介護を受けられない人をなくすことや、施設の食費、居住費負担の軽減を進め、自己負担から保険給付へと戻すよう国に求めるべきと考えます。

介護の必要性ではなく、幾ら払えるかでサービスの内容を決めざるを得ない実態、保険あって介護なしの状況を抜本的に変えていくことが必要です。

以上の点から、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第46号 平成27年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年4月にスタートして16年が経過し、市民にも広く周知が図られ、制度は定着しているものと考えております。

一方で、岩出市においても高齢化が確実に進んでおり、介護サービスの利用者も年々増加傾向にあり、今後厳しい財政運営が続くものと予想されます。

そのような中、平成27年度の歳入においては、収入未済額が平成26年度に比べ減少しており、適正な取り組みがなされているものと考えます。

また、歳出においては、同会計の大部分を占める保険給付費の中で、在宅で利用する介護サービスに係る費用が平成26年度に比べ増加しているものの、施設サービス費は減少していることから、居宅介護サービス等を利用することで、住みなれた地域や自宅での安心した生活を支援することができているものと考えます。

さらに、実質収支につきましても、安定した財政運営に努められています。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり認定されました。

議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込み、負担増と差別医療を押しつけるという大きな問題になる制度であり、一日も早く廃止し、高齢者が安心して医療を受けられることができる制度に転換するべきです。

制度が続いている限り、保険料の値上げは避けられず、高齢者にとって保険料の値上げは生活を圧迫しかねません。

政府は、来年4月から低所得者の保険料を最大9割軽減している特例軽減措置を現役世代との負担の公平化の名で段階的に廃止しようとしており、6割近い916万人の保険料が2倍から10倍にはね上がります。低所得者を狙い撃ちにした大負担増です。高齢者の暮らしは、年金が減り続け、物価の高騰、消費税増税で大変な状況です。市当局は、国や県、広域連合に対して、高齢者に安心して医療を受ける権利を保障するべきと強く求めるべきです。

以上のことから、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第47号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定的に支える重要な制度として、平成20年度に創設され、以降、低所得者に対する軽減措置を講じるなど、幾多の制度改

正を行いながら、８年半が経過しましたが、現在、制度としては広く市民に定着してきているものと考えます。

このような状況の中、平成27年度決算の状況については、歳入総額が６億8,675万4,143円、歳出総額は６億7,609万553円となり、歳入歳出差し引き額は1,066万3,590円の黒字であります。

歳入においては、財源確保の取り組みにより、現年度分普通徴収保険料の収納率が向上しております。また、歳出においては、この制度を運営する和歌山県後期高齢者医療広域連合に対する納付金が大部分を占めていることから、必要不可欠な経費であり、適正に執行がなされております。

以上、述べました理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第47号に対する討論を終結いたします。

議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり認定されました。

議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

地方公営企業法の第3条では、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとあります。

日本共産党は、公共料金への消費税上乗せについては行うべきではないと考えております。市民生活に不可欠な飲み水に消費税を課税するべきではありません。消費税というものは、所得が少ないほど負担割合が大きくなるという逆進性の税制である上、大型間接税そのものです。暮らしを圧迫する行為の1つであると考えます。

また、公共の福祉の増進という点から見て、岩出市独自の施策は不十分であったと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第50号 平成27年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、地方公営企業の経営の基本原則であります健全化を図りつつ、企業の経済性を発揮するとともに、本来の目的である安全・安心な水を利用者にお届けしながら、公共の福祉を増進するように運営をしております。

岩出市水道事業会計剰余金の処分については、水道事業会計は水道料金等で賄われる独立採算であり、施設の改築更新や維持管理など、健全かつ安定的な事業運営が必要でありますので、剰余金の積み立てを要すると考えます。

また、平成27年度決算においては、第三浄水場の完成や水道ビジョンの策定など、長期的な水道事業の健全経営のため、各事業に取り組んでいます。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第102号 岩出市監査委員の選任について

○井神議長 日程第34 議案第102号 岩出市監査委員の選任の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案102号 岩出市監査委員の選任につい

て、ご説明をいたします。

現委員であります安居 要氏が、平成28年12月15日をもって任期満了となりますが、同氏を引き続き岩出市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これより質疑に入ります。

議案第102号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第102号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第102号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（な し）

○井神議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第102号に対する討論を終結いたします。

議案第102号 岩出市監査委員の選任の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

○井神議長 起立全員であります。

よって、議案第102号は、原案のとおり同意されました。

同意されました安居監査委員から発言を求められておりますので、これを許可します。

監査委員。

○安居代表監査委員 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご同意をいただきまして、監査委員に再任されました安居 要でございます。もとより微力でございますが、地方自治における監査の重要

性というものを十分認識いたしまして、今後とも精進に努めてまいりたいと思います。これからも皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、再任のご挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月2日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月2日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時37分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成28年12月2日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第84号 岩出市税条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第14 | 議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第97号 市道路線の認定について |
| 日程第20 | 議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について |
| 日程第21 | 議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第22 | 議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について |
| 日程第23 | 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第80号から議案第101号までの議案22件につきましては、質疑、常任委員会の付託です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について岩出市一般会計歳入歳出決算認定について～

日程第23 議案101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○井神議長 日程第2 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第23 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

日本共産党の増田でございます。質疑通告に基づきまして、質疑をさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

まず、議案第81号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

例の一部改正について、この点で3点質疑をさせていただきたいと思います。

この議案第81号では、提案理由の中において「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく岩出市地域公共交通協議会を発足し」と、こう書かれています。しかし、ことしの平成28年度の予算書において、地域公共交通協議会というものに対する補助金というものも計上されてきています。この予算書に計上されている協議会との関係はどうかという点と、そもそもこの予算書に計上されている協議会とはどういった活動組織というもののなのかという点、これをまず1点目にお聞きしたいと思います。

それと、2点目に、9月の議会で要綱とか要領、これに位置づけされていたこれまでの審議会などが条例化という形でされてきています。提案理由の中に、今、法律に基づくという言葉も載っていますので、この点については、地域公共交通協議会、この協議会の条例化という点は、どう市としては捉えているのかという点を2点目にお聞きしたいと思います。

それと、3点目に、今後つくられるというこの協議会のメンバーというのは、どのような方を考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

提案のときに若干説明があったんですが、協議会の委員としては15名を予定していると。副市長も入っているというようなことなんかも説明があったんですが、いずれにしても、この協議会のメンバーというのはどういった方を考えているのかという点、この3点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、岩出市地域公共交通協議会、これはどういった活動組織なのかにつきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、岩出市巡回バスを初めとする高齢者等の交通弱者の日常生活における公共交通による移動手段の確保、維持を目的として、地域公共交通確保維持改善計画の策定やダイヤ改正などの検討を行う協議会となっております。

2点目の条例化につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づく法定協議会であることから、条例で定める必要はございません。

3点目の協議会の構成員につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条で、関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者、関係する港湾委員会、地域公共交通の利用者、学識経験者、その他の当該地方公共団体が必

要と認めるもの等と規定されておりますので、そういうもので構成になってございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点というか、確認をちょっとしたんですが、今の説明では、もう既に地域公共交通協議会というものがつくられているというようなふうに、私ちょっと捉えてしまったんですが、現実には、この提案理由の説明の中では、発足しという書き方されてるんですね。ということは、今までなかったやつをこれからつくっていくということになると思うんですが、この辺のところはどう、今後新たにそういう協議会をつくるのか、この点をちょっと1点お伺いしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

この本協議会につきましては、平成20年8月に発足してございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 そうだとすれば、この協議会と、今回、現行で生活公共バス検討委員会という、こういう組織が同じようなことをされている形の協議会と委員会があったということになるのかなと思うんですが、その辺のそこは、これまで市としては、こういう協議会があったという点と、公共交通検討バス委員会とはどういう組織的な考え方とか、組織運営ですね、そういう形は区分けというんですか、中身で違いとかという、そういうようなものがあったんでしょうか。その辺だけちょっと再度お聞きしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

協議会と生活公共バス検討委員会、これは重なったものではないかというご質問かと捉えてございます。

これにつきましては、内容としましては、どちらもバス、公共交通の維持確保ということで、検討する協議会または委員会となつてございますけども、生活公共バス検討委員会につきましては、この協議会ができた時点で、活動としては、そこで

もう行ってごさいませんので、両方同じような内容の検討会ということで、交通協議会のほうで、そういう交通の維持確保という検討を行っている団体となってごさいます。

以上です。

○井神議長 続きまして、議案第86号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第86号の質疑を行います。

提案理由では、旧来からの地元区管理の不動産という部分を本来の所有者というところに譲渡する場合なんかを明確にするという、そういう形での条例提案というふうになっています。その中で、今、実際、墓地とか池、その下、土地改良区というような文言も出ているんですが、この辺のところの中で、池、墓地、土地改良区という、この点で、もともとの所有者本来の所有者というのは、この池、墓地、土地改良区でどれぐらいあるのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、今後、本来の所有者という部分の不動産については、この条例が制定された後、市としては、管理運営というんですか、管理運営上では、どのように表記をしていくというふうに考えておられるのかという点です。

それと、本来の所有者という方と市当局との間で所有権という面において、実際に認識というんですか、その一面というのは、全ての点において確認がとれているのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、この条例後に、本来の所有権を持っている方と、改めて、覚書というんですか、今の時点で市との認識というのは、こういう形になっていますよというような覚書というようなものなんかは交わす予定になっているのか、それとも、これまでどおりの対応でとっていくのかという、今後の対応面ですね、その点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えします。

まず1点目についてですが、平成28年1月1日現在で、該当するものは、池が7筆、墓地が45筆ございます。土地改良区に関しては該当いたしません。

2点目についてですが、管理上の表記につきましては、従来より地元管理の土地でございますから、今までどおりの取り扱いとなります。

3点目についてですが、所有権の認識について確認はとれてございます。

4点目についてですが、その考えはございません。

以上です。

○井神議長 再質疑ありますか。

増田浩二議員。

○増田議員 済みません。3点目のところで、最後の言葉がちょっとわかりにくかったんです。確認そのもの自身については、きちんととれているということでいいかどうか、もう1回ちょっと。私自身、若干最後の言葉わかりにくかったんで、申しわけないですが。

○井神議長 もう1度、答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 3点目についてでございますが、所有権の認識について、確認はとれています。

○井神議長 再質疑ないですか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第89号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第89号の点については、農業委員会関係の部分なんですけど、この点については10点ほどお聞きをしたいと思います。かなりあるので、よろしくお聞きしたいと思います。

今回、この条例改正が出てくるという部分については、農業委員会等に関する法律、こういう改正があったという形から出されてきたものだと思います。しかし、平成27年9月4日公布で、ことしの平成28年4月1日にこの法律は施行されてきています。今回、法律そのもの自身が施行されているにもかかわらず、岩出市としては12月議会に上程がされてきていますが、今回、12月議会に上程となった理由というのはなぜなのかという点をまず1点目にお聞きしたいと思います。

それと、2点目は、今回の国の法改正によって、実質的には3名の定数減というような形に、農業委員会としてはなると思います。これまでは選挙区のほうで16名と。議会から4名と学識経験が3名というような形でされてきたのが、実際には、今後は農業委員さんについては14名と。それと、農地利用最適化推進委員さんが6名、合計20名という形になるわけです。この点からデメリット面としては、どういった側面が出ると捉えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、実際に、今度、農業委員と農地利用最適化推進委員、2つの業務に分か

れるわけなんです、それぞれの役割というのはどういうものになって、どういう違いがあるのか、この点もお聞きしたいと思います。

また、4点目としては、おの各委員さんの選考、この点についてはどのように考えているのかという点と、積極的に女性委員の選出ということなんかも考えておられるのかどうか、この点もお聞きしたいと思います。

また、5点目として、公募という部分なんかも、他の市なんかでは採用されて行われてきているんですが、岩出市においては、公募という、こういう対応面についてはどうなのという点をお聞きしたいと思います。

6点目には、実際には議決権、農業委員会で議決をしていくときに、農地利用最適化推進委員さんについては、農業委員会の中で意見を述べることはできるとされているわけなんです、表決、採決について、議決に加われるのかどうかと。実際には14名の農業委員の方で議決を行うようになるのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

そして、農地利用最適化推進委員さん、この方については、会長とか職務代理者、この部分については、農地利用最適化推進委員さんという方については、どのような対応となるのかという点もお聞きします。

それと、8番目には、これまで地域割というんですか、区域割というものが行われる中で、農業委員会というのが構成されてきました。3名の定数削減という形がされる関係では、今後どのような体制をとっていくのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

それと、報酬額については、農地利用最適化推進委員さんを新たに1万6,000円ですか、この額を書かれているんですが、この設定の根拠という、この額の決定ですね、これについてはどのように市としては考えて、この額にされたのかという点、この点もお聞きしたいと思います。

それと、最後に、今回の国の法律改正、この最大の特徴面というのは、実際には法人の参入というのをしやすくするという国の施策ですね、そういう部分が大きくかかわってくるわけなんです、この点においては、岩出の農業委員会のこれまでのいろんな取り組みとか考え方、施策面、こういう点で新たに変わったこの法律のもとで、将来の方向性の点という点ではどのように考えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○井神議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業事務局長 増田議員の質疑についてお答えいたします。

1点目につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数の協議が整いましたので、12月議案に上程いたします。

2点目につきましては、法改正の定数基準で決められた人数で実施いたします。

3点目につきましては、農業委員は、主に許認可の審議をいたします。農地利用最適化推進委員は、地域の農業者との話し合い、農業の担い手の育成、農地利用集積や耕作放棄地の発生防止、新規参入の促進、農地利用の効率化・高度化の取り組みをいたします。

4点目につきましては、各委員の選考は、候補者、評価委員会にて選考いたします。

5点目につきましては、当市も公募いたします。

6点目につきましては、議長を除く13名の農業委員による多数決で議決いたします。

7点目につきましては、会長、職務代理者は、農業委員から選出いたします。農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱します。

8点目につきましては、農業委員は地区割ではなく、公募した者から選出いたします。今後は、農業委員会等に関する法律に伴い、公募のメリットを生かし、さまざまな意見を聞くための組織づくりをいたします。

9点目につきましては、当市特別職の職員で非常勤の報酬を基準とし、従来どおりにしています。

10点目につきましては、これまでの農業施策では、農業従事者が高齢、後継者不足になり農業が衰退するため、農水省では安定した食糧の供給を図るため農地法を改正し、農地法人が参入できることとなり、本市でも農業の活性が期待できるものと考えております。

済みません。質疑の4点目につきましては、女性委員も対象と考えております。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありますか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお伺いするんですか、実際には、これまで23名で農業委員会を支えている。組織がされていた中で、実質的には3名の減という形になるわけですね。そんな中で、2点目に、デメリット面として、どんな側面が出るであろうというようなこともお聞きしたんですが、残念ながら、ちょっとお答えが、20名で対応していくというようなことしか言われなかった、デメリット面という点については、

市としては余りとられていないというんか、デメリット面というのが全く出ないというふうに捉えておられるのか、その辺のところが対応が答えがなかったと思うんで、デメリット面という点では、再度どのような点が出ると考えているのか、改めてちょっとお伺いしたいと思うんです。

○井神議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業事務局長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、決められた人数で実施しなければならないため、デメリット面云々を考える余地がないものと思っています。

以上です。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 区割の面なんです。今までは各地域ごとに一定の割合というんですか、そういう形で区割というものなんかがされてきたんですが、こういう点では、人数が減ることによって、各農業委員さん、また農地利用最適化推進委員さんそのもの自身の受け持ち面積というものなんかも微妙に変わってくる部分があるんじゃないかなとは考えるんですが、この区割との関係の部分では、実際には、今のところ、市として、こういうことでやっていくというのが、今の時点では、まだ何も決まっていないということではないでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

農業委員会事務局長。

○田邑農業事務局長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

農地利用最適化推進委員の地区割については、おおむね100ヘクタールに1人という割合で、6地区と考えております。

以上です。

○井神議長 続きまして、議案第99号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第99号のさぎのせ関係の部分については、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、これまでさぎのせ公園なんかも管理はされてきているという部分の中で、公園管理における選定基準、そういう部分の点で、その点で採点、決めていく中における採点面ではどのような点を市の基準として、今の時点で市としてされて

きているのかという点と、今回、2件の申請があったということなんですが、今回のこのはまゆうさんですね、その方に決まった大きな理由という点、この点だけ伺いしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○岩見財務課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目についてですが、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条において、「次に掲げる基準により総合的に審査し、最も適当と認められるもののうちから指定管理者の候補者を選定し」とされており、その内容は、
（1）利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
（2）公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。（3）公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（4）公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであること。であり、この4点に基づき審査、選定いたします。

次に、2点目でございますが、岩出市シルバー人材センター、はまゆう和歌山から応募があり、当該施設を管理してきた実績、類似施設の指定管理者としての実務経験を有していること、活動目的などが評価され、はまゆう和歌山が選定されました。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

（なし）

○井神議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第80号から議案第101号までの議案22件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第101号までの議案22件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は12月13日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は12月13日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。  
本日は、これにて散会いたします。  
どうもご苦労さまでした。

散会

(10時00分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成28年12月13日

|       |                                                    |
|-------|----------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                            |
| 日程第1  | 諸般の報告                                              |
| 日程第2  | 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について     |
| 日程第3  | 議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について    |
| 日程第4  | 議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について                       |
| 日程第5  | 議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について               |
| 日程第6  | 議案第84号 岩出市税条例の一部改正について                             |
| 日程第7  | 議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                       |
| 日程第8  | 議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について               |
| 日程第9  | 議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第10 | 議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正について                          |
| 日程第11 | 議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について                        |
| 日程第13 | 議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）                      |
| 日程第14 | 議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                |
| 日程第15 | 議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）                  |
| 日程第16 | 議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）               |
| 日程第17 | 議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）                 |
| 日程第18 | 議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第19 | 議案第97号 市道路線の認定について                                 |
| 日程第20 | 議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について                         |
| 日程第21 | 議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について                         |
| 日程第22 | 議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について                  |
| 日程第23 | 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について                        |

- 日程第24 請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書
- 日程第25 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第26 議員派遣について
- 日程第27 委員会の閉会中の継続調査申出について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第80号から議案第101号までの議案22件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第3号につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号、委員会提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議会運営委員会から提出のありました議案は、配付のとおり発議第1号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について～

日程第23 議案101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○井神議長 日程第2 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件から日程第23 議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案22件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いします。

○福山議員 おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についての外議案5件です。

当委員会は、12月6日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第84号 岩出市税条例の一部改正について、議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、以上4議案については、討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の「所管部分」については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでは、改正によって、それぞれの金額はどうなるのか。について。

議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第84号 岩出市税条例の一部改正について、議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についての質疑はありませんでした。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の「所管部分」についてでは、公債費で5,900万円上がっているが、何年分の利子、償還金になるのか。また、それぞれの内訳は。返還することによってどれだけ得になるのか。減債基金に積み立てる理由は。について。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について外議案8件でありました。

当委員会は、12月7日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第88号 岩出市

介護保険条例の一部改正について、議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の「所管部分」について、議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定について、以上7議案はいずれも討論はなく、全会一致で可決しました。

議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、手話通訳者と手話通訳士の違いは。また、日額としている理由は。職員で手話通訳士は何人いるのか。また、臨時的ではなく正規の職員の採用についての考えは。について。

議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてでは、施行期日が平成29年1月1日からとなっている理由は。について。

議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正についてでは、提案理由で迅速に対応するためとあるが、その内容は。追加品目があった場合、その都度議会に上程すべきではないか。について。

議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正についてでは、委員定数15人から20人にすることによってのメリットは。現在、3班体制が4班体制になることによりどのぐらいの人数を審査することになるのか。について。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の「所管部分」についてでは、歳入、民生費国庫負担金の増額の理由は。生活保護費5,730万円増額しているが、見込み人数は何人か。衛生費、予防接種委託料の内容は。また、見込み人数は何人か。環境衛生費、消耗品費260万円の内容は。について。

議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでは、前年度繰越金を全額一般会計繰出金にする理由は。について。

議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでは、介護給付費準備基金積立金2,744万4,000円の活用方法は。一般会計繰出金385万4,000円の内容は。について。

議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につ

いての質疑はありませんでした。

議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定については、指定管理者について、引き続きとあるが、現在、管理をしているのはどこか。について。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について外議案8件です。

当委員会は、12月8日木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線関係の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について、議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の「所管部分」について、議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第97号 市道路線の認定について、議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定について、議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定について、議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定について、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第89号、議案第90号、議案第91号の「所管部分」、議案第95号、議案第96号、議案第99号、議案第100号及び議案第101号は可決、議案第97号は認定しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、定数の協議が整ったので12月議会で上程したとのことでしたが、これまでの経緯及び今後のスケジュールは。候補者評価委員会はいつ設立して、どのような方を委員と想定しているのか。また、その委員は誰が任

命するのか。委員の公募時期及び公募方法は。について。

議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の「所管部分」では、農地等防災事業費の県営ため池等整備負担金300万円については、住持池の整備ですが、この事業概要は。道路新設改良費の工事請負費6,351万円については、市道根来北大池線ですが、この事業概要は。下水道事業特別会計繰出金864万5,000円を繰り出ししている理由は。について。

議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、水洗化助成金1,000万円増額している理由は。また、全体件数は何件になるのか。一般会計繰出金1,989万9,000円を繰り出ししている理由は。について。

議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第97号市道路線の認定について、議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定についての質疑はありませんでした。

議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定についてでは、「根来さくらの里」の近くに道の駅の計画があるが、2つつくれるのか。また、指定管理はどうするのか。について。

議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定については、質疑はありませんでした。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされました、主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第81号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第83号 岩出市臨時的任用職員の給与等に関する条例の一部改正の件、議案第84号 岩出市税条例の一部改正の件、議案第85号 岩出市国民健康保険税条例の一部改

正の件、議案第86号 財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正の件、議案第88号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第89号 岩出市農業委員会の委員及び岩出市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定の件、議案第90号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正の件、議案第93号 平成28年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第94号 平成28年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第95号 平成28年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件、議案第96号 平成28年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第97号 市道路線の認定の件、議案第98号 岩出市火葬場の指定管理者の指定の件、議案第99号 さぎのせ公園の指定管理者の指定の件、議案第100号 道の駅「根来さくらの里」の指定管理者の指定の件、議案第101号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件、以上、議案18件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案18件に対する討論を終結いたします。

議案第81号から議案第86号、議案第88号から議案第90号及び議案第93号から議案第101号までの議案18件を一括して採決いたします。

この議案18件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第86号、議案第88号から議案第90号、議案第93号から議案第96号及び議案第98号から議案第101号までの議案17件は、原案のとおり可決、議案第97号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

いまだ市民の多くは、景気回復の実感はありません。給与がふえた実感もありません。また、年金生活者は、年金支給額の減少に生活が苦しいと嘆いておられます。市民の要望に対して、非常に財政は厳しい状況と常々説明しており、こうしたもので特別職に対し、人事院勧告に準拠し、改正することに市民は納得するのでしょうか。

多くの市民の理解を得るのは非常に困難だと考えます。

よって、この議案には反対いたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 私は、議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、給与水準は、経済、雇用情勢等を反映して、労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であります。

また、過去において、人事院の引き下げの勧告時には、それに準じた条例改正を行っており、これまでどおり、人事院の勧告に準じた条例改正を行うことで、市民の理解が得られるものと考えます。

以上、述べました理由により、私は本案について賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第80号に対する討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、この議案に反対の立場で討論を行います。

この議案は、これまで条例で規定されていた利用基準額が規則でも書かれており、二重のものとなっている。迅速な対応がとれるよう、議会に図らなくても料金規定の改正ができるよう条例を変更するというものです。

この点からは、国における利用基準の料金規定や利用品目の追加の変更があつてこそ、岩出市において利用者に対する基準の変更が求められるものであり、変更や追加規定がされた時点で条例改正を行えば済むことであり、迅速な対応がとれるという言い分、理由は成り立たないものです。しかも、条例に明確に基準が定められないということは、市民にとって情報や料金基準が見えなくなり、利用料の値上げがされても議会には情報すら入ってこないということになります。

情報公開の透明度を上げることが叫ばれる中で、この点からも逆行することになります。議会に諮らなくても済む対応していきたいという面では、議会軽視も甚だしい点があることを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

西野 豊議員。

○西野議員 議案第87号 岩出市地域生活支援事業に関する条例の一部改正について、私は賛成の立場で討論をいたします。

この議案は、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業で、給付する日常生活用具について、迅速に対応するため、その内容を規則で定めるものです。

現在、日常生活用具給付等事業では、介護・訓練用具、自立生活支援用具、情報・意思疎通支援用具など、さまざまな分野にわたる日常生活用具が示されております。しかしながら、時代の流れとともに、日常生活用具も変わってきます。障がいのある方の日常生活が、より円滑に行われるための用具を給付することにより、福祉の増進に資することを目的とした事業であり、本条例を改正することで、新たな日常生活が緊急に必要となった場合、それを必要とする方々に速やかに利用していただけるよう、条例の一部改正を行うものであります。

以上、述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第87号に対する討論を終結いたします。

議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、公債費で5,974万3,000円を計上していることです。この中身については、多くは4,600万円が臨時財政対策債の償還に充てられています。この5,974万円を使い、今回の繰上償還で410万円が得になるということですが、この金額をもって後世への負担軽減につながると言えるのか、市民が納得できるのかが問われてきます。

410万円が減ることよりも、5,974万円を市民要求のためサービスに充てていくところが、市民にも喜ばれ、必要だと考えます。額から見ても、無理に償還する必要はないと考えます。

よって、この議案に反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第91号 平成28年度岩出市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論いたします。

一般会計補正予算（第3号）については、歳入では、事業の補助採択などによる国県支出金のほか、各特別会計精査に伴う繰入金、一般会計の前年度繰越金、臨時財政対策債の発行可能額の確定などによる補正を行うものです。

また、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、前年度補助金の精算に伴う返還金、各事業の進捗による事業費、臨時福祉給付金給付費、予防接種委託料、将来負担の軽減を目的とした繰上償還による公債費など、真にやむを得ないもののみの計上となっております。

また、基金への積み立てについても、当初予算における取り崩しに対しての積み戻し及び今後の公債費負担増加に対応するための積み立てなど、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上、述べました理由によりまして、私は賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○井神議長 以上で、議案第91号に対する討論を終結いたします。

議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に反対の討論を行います。

この間、国において社会保障制度の改革の名のもとに、年金や医療制度が次々に切り下げられ、ごく一握りの大企業のもうけを優先する政治が行われています。

そして、大企業によるリストラ、中小零細企業への下請いじめなどが続く中で、経済不況と重なり、貧困と格差の拡大が広がってきています。国民健康保険に加入しているのは、その多くが社会的弱者と呼ばれる人たちで構成され、今、高齢者、労働者、障がい者、農業従事者、中小業者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが、将来にわたって希望すら見出せない大きな不安や危機に見舞われている状況です。

この議案では、一般会計に806万円の繰り出しがされています。その理由は、赤字補填をしてもらったから返すというものです。岩出市の国保会計の状況は、不納欠損の増加や医療給付費の増加対策、国保加入者の健康増進や予防体制の充実こそ求められています。

また、平成27年度決算の中でも、国に対する返還金などが生じてきています。国に返さなければならない返還金が生じた場合など、国保会計で不足となった場合は、当然、一般会計から国保会計で必要な措置として繰り入れ対応されるものであり、一般会計から借りているという性格で繰り入れているものではありません。

現在、国保における基金状況は、わずか90万円という状況、突発的な対応の必要性が生じた場合の対応すらとれない状況なのです。このような状況のもと、一般会計へ繰り戻すという対応は、国保利用者にとって理解されないと考えます。

岩出市で余剰金が生まれ、黒字となったのであれば、基金に積み立てるのが当然

だと考えます。国保の成り立ちからいっても、被用者保険には使用者負担があることに対して、国民皆保険制度の観点から、国が国保への支援を行い、国保会計を運営しています。

今、国の負担分が減らされている中で、国保そのものを引き下げることこそ求められているということを申し述べて、反対討論といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 議案第92号 平成28年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案について、歳入では、療養給付費等交付金及び前年度繰越金について補正したものであります。

歳出では、退職被保険者等高額医療費が計上されておりますが、医療費の上昇に伴うものであり、国保事業にとって必要不可欠な支出と認められます。

また、一般会計繰出金については、平成27年度国保特別会計において赤字が見込まれたことにより、一般会計から財源補填を受けましたが、剰余金が生じたため、一般会計に返還するものであります。

本来、国保事業は、当該会計で運営することが原則であり、一般会計からの繰り入れによる剰余金を一般会計へ繰り出す措置は、妥当であると考えるため、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上、述べました理由により、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第92号に対する討論を終結いたします。

議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 請願第3号 子ども医療費無料制度拡充を求める請願書

○井神議長 日程第24 請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の

件を議題といたします。

ただいま議題となりました請願書に関し、厚生常任委員会委員長の請願審査報告を求めます。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果をご報告いたします。

12月2日の会議において、当委員会に付託された請願は、請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書です。

当委員会は、12月7日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

紹介議員から、請願の趣旨及び請願理由について説明を受け、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、討論の後、賛成者少数により、請願第3号は不採択となりました。

以上で、請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書の採択に当たり、反対の立場から討論を行います。

今回の請願書につきましては、前回からの請願書と同趣旨であり、これについては、9月定例会において申し上げましたが、市においては、順次、助成拡大が図られるとともに、所得制限が撤廃され、また、現在、医療機関の窓口での現物給付による助成が受けられるよう、関係機関と協議を行うなどの取り組みを行い、保護者の負担軽減と子供の健康の保持増進に努められてきています。

これまでも申し上げていますが、子どもの医療費助成制度は、本来、全国どこの自治体でも同様に受けられるよう国が実施するべきものであり、国の責任のもと制

度化することが一番望ましいため、当市議会では、平成25年12月、平成27年6月に子ども医療費助成制度の拡充を求める意見書を国へ提出し、また、平成28年度には、全国市議会議長会から国の制度として、子ども医療費の無料化等を実施するよう要望してまいりました。

しかし、本来、子どもの医療費は、保護者が負担すべきものであり、また、子ども医療費助成制度を将来にわたって持続可能な事業として適正に推進していくためにも、応分の負担をしていただくことも必要であると考えます。

なお、市においては、総合的な福祉施策として、社会保障制度の充実、地域医療体制の充実、総合的な子育て支援、高齢者福祉及び障がい者福祉サービスの充実等、あらゆる事業に取り組まれるなど、限られた財源の中で各種事業が進められてきています。

また、さきの市長選挙において、高齢者の方々、障がいのあるの方々、また、ひとり親家庭や、もちろん子育て世帯に対しても、それぞれにバランスのとれた福祉施策を推進してほしいと民意が示されたものと考えております。

よって、私は、現時点において、この請願書を採択すべきではないと申し上げ、反対といたします。

○井神議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書について、賛成の立場で討論を行います。

子どもの医療費無料制度は、全都道府県内の市町村に広がってきています。和歌山県下においても、平成28年8月現在で、無料制度は中学校卒業まで、19もの自治体にまで広がりを見せ、岩出市のように、中学校卒業まで助成制度が拡充したものの、自己負担を課している自治体は一つもありません。岩出市が一步前進しても、ほかの市町村の拡充の現状を知れば、当然、岩出市でも完全無料化を実施してほしいという願いは大きくなります。

反対者のこれまでの討論では、昨年8月から制度が前進し、1年が経過したところ、また、国に意見を挙げてきたことなどを理由とされておりますが、国が今も制度化せず起こっている問題、地域間格差、国の制度化を待つ間にも、和歌山県内でもこの地域間格差が生まれています。このことに目を向けない対応は、地域間格差を容認しているも同じだと言えます。

また、窓口1割負担で済むように協議が行われているとしていますが、自己負担

がそのまま残ることになります。毎年、扶助費が１億円を超えるとの発言もありました。制度拡充のための財源は、国に借金をすることでもなく、岩出市独自の施策として、岩出市の財源で行うことになります。

岩出市では、平成27年度の一般会計決算で、財政調整基金15億3,000万円、減債基金16億9,000万円を初め、基金関係で56億8,000万円もあります。しかも、このような基金への積み立ては、単年度だけではありません。毎年のように積み上げてきております。また、年度途中には、わずかな利子を減らすために繰上償還を行うということがされてきています。これだけのお金が生まれてきた状況、要因はどこにあるのかは別として、岩出市においては、財政的にも十分実施できる財源の裏づけもあります。

また、高齢化等、ほかの福祉などを理由に挙げ、子供に特化した制度は委員会では反対といたしました。子供と高齢者、また、ほかの福祉施設などを挙げ、てんびんにかけるような考え方こそ改めるべきです。

この医療費の願いは、子供を持つ保護者だけの願いではなく、多くの高齢者からも何とかしてほしいという願いが込められています。

子どもの医療費を無料化すれば、病院にかからなくてもいいような状態でさえ医療機関に走るのではといったような心配も、各自治体が拡充をしてきた状況から見ても考えられません。

岩出市の今の制度は、お金がなければ医療機関にかかれないということです。窓口で３割払うことが必要となります。私は、親の経済事情によって、必要な医療が受けられないことがあってはならないと考えます。

請願者も市民も議会に期待をし、請願を酌み取ってくれることを願っております。市民要求に応えようとしない態度に非常に残念でなりません。病気のときぐらいお金の心配をせず、安心して医療が受けられるようにしてほしいという願いが込められたこの請願について、私は採択すべきものだと考え、賛成といたします。

○井神議長　ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長　以上で、請願第３号に対する討論を終結いたします。

請願第３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について

○井神議長 日程第25 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、吉本勸曜議員、演壇でお願いします。

○吉本議員 発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案について、地方自治法第109条第6項及び岩出市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成28年12月13日

(提出者) 議会運営委員会 委員長 吉本勸曜

内容につきましては、割愛をさせていただき、趣旨説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

現在、議員が所属する総務文教常任委員会、厚生常任委員会及び建設常任委員会の運営の活性化等を図るため、総務建設常任委員会及び厚生文教常任委員会に改め、名称、委員の定数及びその所管について、条例の一部を改正するものであります。

何とぞご審議のほど、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 岩出市議会委員会条例の一部改正の件に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議員派遣について

○井神議長 日程第26 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 委員会の閉会中の継続調査申出について

○井神議長 日程第27 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月15日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月15日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時18分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 8 年 1 2 月 1 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成28年12月15日

| | |
|-------|----------|
| 開　　議 | 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 一般質問 |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 一般質問

○井神議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、10番、田畑昭二議員、2番、宮本要代議員、3番、玉田隆紀議員、14番、市來利恵議員、15番、増田浩二議員、以上5名の方から通告を受けております。

質問時間は60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告1番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 おはようございます。

10番、田畑昭二です。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、ハチの巣の駆除における補助についてであります。

高齢者宅にハチの巣がつくられ、駆除する場合、市より殺虫剤や防護服の貸与はしていただけますけれども、独自では作業が困難な場合、専門の業者に委託して駆除してもらうことになります。その場合、全額個人の出費となり、負担が大きいものとなります。例えば、周辺に通学路等があり、子供たちに危険が及ぶ場合、公共の安全の観点から、市としても対応しなければならないと思われれます。個人だけの問題ではなく、かかった費用の一部は市が助成すべきではないかと考えますが、当局のお考えをお聞かせください。

2点目は、岩出市巡回バスの改善についてであります。

最近、高齢者の運転による痛ましい交通事故が各地で多発しておりますけれども、できるだけ高齢者は免許を返納し、公共機関のバス利用が好ましいところでありまして、ふだんから自家用車を使っている方にとっては、よほどのことがないと自動車は手放しにくいのも事実でございます。

そこで、現在、多くの方に親しまれております巡回バスであります。高齢者の方々からさまざまな要望を聞いております。

まず1点目は、時刻表の表示が小さく、見にくいので大きくしてもらえないかという声でございます。

また2点目は、バス路線について、東周り、西周りといったコースがわかりにくく、例えば、バスのカラー分けで一目でどちら方面に行くバスかと、もう少しいろんな方法で改善していただければという声も寄せられております。もう一度、高齢者の目線に立って検討をしていただけないか、お尋ねいたします。

3点目、在宅血液透析導入にかかる機器設置工事費の助成について、お尋ねいたします。腎臓機能障害の方が、どうしても仕事の関係や、やむを得ないとき、在宅血液透析をする場合の機器設置における電気工事や排水工事の費用の一部を助成している市町村もございます。当市においても、そういった費用の一部の助成はできないか、お尋ねいたします。

以上3点、よろしくお願いいたします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 おはようございます。

田畑議員ご質問のまず1番目について、お答えいたします。

通学路における交通を初めとするさまざまな安全を確保することは必要なことと認識しておりますが、個人が所有する土地あるいは建物におけるハチの巣の駆除につきましては、所有者または管理者の管理責任の範囲であると考えております。

高齢の方のみならず、自力で駆除することが困難な場合は、やむを得ず駆除業者に依頼される場合も多いと聞いておりますが、現在、駆除に対する助成に関しましては、県内の他市ではいずれも実施していない状況です。

また、本市では、防護服の貸し出し制度を設けておりますが、同様の制度は、本市を含め4市であります。

今後も引き続き、防護服の貸し出しによる支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ハチの巣の駆除に対する費用の一部を助成することは、現在のところ考えておりません。

なお、市が管理する公園や公共施設でハチの巣が発見され、通報があった場合、速やかに駆除を行うなど、安全管理に努めてまいります。

続きまして、ご質問の3番目についてお答えします。

市におきましては、障がい児、障がい者が自立した生活を送るための支援や社会参加の機会を確保するため、障害福祉サービスの充実及び地域生活支援事業の実施、

就労支援など、さまざまな施策を展開しているところであり、このうち腎機能障害で人工透析を受けておられる方々に対しましては、自立支援医療等の支援を行っているところです。在宅血液透析は、腎臓機能障害の方が病院へ行くことなく、在宅で透析を行うもので、夜間等に透析をすることで、就職など、社会復帰もしやすくなり、生活の質の向上や社会参加の推進を図る上では有効な手段であると認識しております。

現時点では、市としましては、障がい児、障がい者全体のバランスを考えて進めていくこととし、1つの障がいだけを対象とした市独自のサービスを設定することは考えてございませんが、近隣市の状況や国の動向等、情報収集し、調査研究してまいります。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 田畑議員ご質問の2番目、岩出市巡回バスの改善についてお答えをいたします。

議員ご指摘のように、最近、高齢者による交通事故が多く報道されており、高齢者の運転免許証の返納が推進されております。運転免許証を返納した場合の移動手段として、岩出市巡回バスが有効な手段になると考えます。

そのことから、高齢者がより利用しやすくするために、岩出市巡回バスの時刻表については、現在、A3サイズにて作成しておりますが、より文字を大きくし、見やすくするため、拡大版の時刻表の作成を検討してまいります。

また、運行系統図の改善につきましても、拡大版の作成に合わせ、主な公共施設などの目標物を記載することで、運行経路をわかりやすくする等、検討してまいります。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず1点目のハチの駆除の件でありますけれども、今現在は、検討することはないということで答弁をいただきました。そこで、ちょっと矛盾が感じれますのは、実は、公共施設等、市の管理する公共空地もそうなんです、そういったところでのハチの巣に対しては、市が責任を持って駆除しますということです。

たまたま隣の家が民間の普通のお家で、公民館の隣に仮に家がありまして、その家の軒先に大きなハチの巣ができた。それは民間ですから市は関与しませんよ

と。たまたま隣の公民館の軒先にできた場合は市が関与しますよと。その前の道が通学路であった場合に、市は知らん顔してほっとけるのかという、その辺のちょっと矛盾を感じるわけですね。

だから、当然、私道と市道の違い、その感じもあるんですけども。ただ、これは公共の安全性という観点では、やはり市も黙って見ておくわけにはいけないと思うんですけども、その辺、助成というよりも安全性の観点から、何とか市も通学路等の安全確保をする手だてというのではないものかなと、そういう観点で、今回質問させていただいたわけでございます。教育委員会のほうも、一度その辺のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

2点目の巡回バスの件ですけれども、非常に巡回バスも、最近は多くの方が利用なさっていらっしゃいます。できるだけ多くの方が利用する上においても、今、先ほど、答弁いただきました時刻表を大きくしたり、また、系統図をわかりやすくしたりということで、非常に乗りやすい、わかりやすいという循環バスの利用する方が多くなるような手だてが必要だと思えます。

そういうことで、もう1つは、やはり高齢者の方が、これからどんどん乗るであろうということで、以前、私も一般質問しましたけれども、低床といいますか、乗るときに少し低くなるバスですね、あれは今すぐには無理だという答弁でした、その当時は。そういうことで、これからは、やっぱりちょっと足のお悪い方とか、ゆっくりしか上れないとか、そういった方も、ある程度、これからは想定どんどんされると思いますので、そういうバスの導入も視野に入れなければいけない時代に、どんどん入ってきているんじゃないかなと思いますので、その辺のご検討もいただけたらと思っております。

3点目の腎臓透析の件でありますけれども、これは和歌山市でかなり手厚い補助制度が確立されております。そういうことで、できるだけ普通の生活ができるような、そういう勤労のできるような、そういう環境をつくってあげるというか、そういうことによって勤労意欲もわきますし、また、市としても働いていただける方が多くなるということで、1つだけちょっと再質問させていただきますが、現在、岩出市で血液透析をなさっている方の人数と、それとご自宅で血液透析をなさっている方の人数を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、ハチの巣の関係でございます。通学路のみならず、まちの安全を脅かすもの、いろいろございます。その中で行政が対処すべきもの、それから消費者、管理者の方がそれぞれの責任において対処していただくべきもの、それぞれあると思います。今回のハチの巣に対しては、我々、土地の所有者、管理者の管理責任の範疇だと考えております。なので、現行の防護服の無料貸し出し等を引き続き行ってまいりたいと思いますが、ハチも何種類かございます。そのような対処方法であるとか、そういうような情報提供、あるいは駆除業者の紹介であるとか、そのような相談、特に高齢者の方、いろいろ相談ございましたら、特に、丁寧に対応して支援をしてみたいと考えております。

それから、３点目の透析患者の再質問でございますけども、平成28年、本年の12月9日現在の血液透析を受けておられる方は86名、それから、うち在宅で血液透析を受けておられる方が4名となっております。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 田畑議員の再質問、巡回バスの件でございます。

使いやすい仕組みにすれば、バスも使ってもらえるという発言をいただきました。私もそれについては同感でございます。

それから、ご提案をいただきました低床バスについてですけれども、高齢者の方が乗りおりしやすく、大変有効であるということは考えてございます。今後、巡回バスの更新を行う際には、高齢者の方が乗りおりに不便を感じない構造の車両導入を検討してまいります。

以上でございます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 田畑議員の再質問、ハチの巣に関連してお答えいたします。

教育委員会としましては、交通安全のみならず、例えば、ハチであつたり、猿であつたり、イノシシであつたり、そういった通学路の安全ということ、常に学校等と連携しながら、安全確保に努めているところでございますが、このハチの巣に関しては、基本的には生活福祉部長の答弁のとおりでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告２番目、２番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

２番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして総括方式で一般質問を行います。

私は、平成21年２月、岩出市議会議員に初当選させていただき、本日まで２期８年間、同僚議員とともに、岩出市の発展のために自分なりに努力をしてまいりました。本日の一般質問は、議員生活最後の質問になりますので、よろしくお願いします。

本年、熊本地震等、全国各地で大規模災害が発生し、お亡くなりなられた方々に対し、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、甚大な被害を受けられ、今なお多くの住民の方々が仮設住宅などの生活を余儀なくされ、衷心よりお見舞い申し上げます。

６月議会に引き続きお尋ねします。まず、市民生活を守る防災・減災対策についてです。

天災は忘れたところにやってくるという格言のとおり、大災害が発生した直後は備えますが、時間とともに、被災地から遠い地域では忘れやすいことを歴史が物語っていると思います。

しかし、これまで地震とは縁が薄いと思われていた熊本で、これほど長く地震が続き、大きな被害が発生した現実、日本列島に例外はなく、いつどこでどのような地震が発生しても被害が出ることを改めて認識したところです。

熊本地震は、最初に震度７を観測した地震から１カ月を超えても、被災地では生活再建への壁に阻まれ、行き先が見えない状況がマスコミ報道等で伝えられ、早急な復旧・復興が望まれます。

岩出市においても根来断層が指摘されており、熊本地震は決して他人事ではなく、今後も地震が発生する可能性があることを市民の皆さんとともに、危機意識を共有していくことが求められていると思います。

そのため、先日、全議員研修で、和歌山県防災センターにおいて、和歌山県の防災・減災対策について説明を受けてまいりました。現在、岩出市で想定される地震は、南海トラフ巨大地震で６弱から６強、東海・東南海・南海３連動地震で震度５強、中央構造線の地震で震度６強から７と言われています。仮に、岩出市内で発生した災害に対して、罹災証明が発行できない市役所の機能喪失対策、あるいは避難

所の開設とともに、高齢者、女性、子供などの弱者に配慮した避難所運営対策、要援護者の福祉避難所運営対策や被災者支援対策等、災害発生と同時に同時進行が求められる市民生活の支援に必要な市役所の初動態勢の構築は現状でよいのか、お尋ねいたします。

次に、もし熊本地震から学び、改善を実施することがあるとすれば、どのようなことが考えられるのでしょうか、熊本地震から学ぶ災害対策についてお尋ねします。

また、地域防災計画については、平成28年2月に見直しされ、基本的な方針について記載されていますが、再検証等の具体的な取り組みについてお尋ねします。

2点目は、不登校問題についてです。

不登校とは、何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいは行きたくても行けない状況にあるため、年間30日以上、学校を欠席した者のうち、病気や経済的理由、学校の事情によるものを除いたものとされています。特に、中学校の不登校については、その後の人生に大きくかかわってきます。さまざまな要因で、中学校時代に不登校となり、高校に行きたくても行けない生徒が中学3年生で進路を選択するとき、将来の選択肢を狭めてしまう結果となります。

中学校3年生の不登校生徒の過去の推移と進路に関する現状について、また、不登校の未然防止対策について、教育委員会を代表する教育長の見解をお聞きいたします。

次に、不登校児童に対し、在席校への復帰や自立を図るための指導及び援助、教育相談等を行う適応指導教室授業に来ている中学校3年生が高校を受験し、進学された生徒もいると聞いていますが、高校に進学後の状況について、どうなっているのか、おわかりでしょうか、お伺いをいたします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

まず初めに、今回の任期をもって勇退されます宮本議員におかれましては、2期8年間にわたり、岩出市の発展にご尽力をいただき、まことにありがとうございます。今後とも引き続きのご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、宮本議員ご質問の市民生活を守る防災・減災対策についてですが、岩出市では、南海トラフや中央構造線を震源地とする地震がいつ発生しても不思議でない危険な状況下にあることから、学校、建物を初め全公共施設の耐震化や防災用道路

の整備、道路橋梁の耐震化、福祉避難所の整備等、精力的に事業を実施しているところであります。

しかしながら、熊本地震においては、避難所運営や救援物資配布の問題が生じ、また、罹災証明書発行のおくれなどによる住民の生活再建がおくれている状況にあります。本市においても、まだまだ万全の体制であるとは言えないことから、熊本地震の教訓を生かし、災害発生の際の対応について、早急に検証するよう、職員に指示をしたところであります。

また、自分の住んでいる地域は大丈夫だという気の緩みが対応のおくれや被害の甚大化につながることから、職員一人一人が、常に危機意識を持つよう指示しています。

なお、ご質問の詳細については、担当部長から答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○藤平総務部長 宮本議員ご質問の市民生活を守る防災・減災対策についての１点目「市役所の初動態勢の構築は現状でよいのか」と、２点目「岩出市は熊本地震からどのような災害対策を学んだのか」について、一括してお答えいたします。

市では、職員の災害時の初期の行動の手引として、職員災害初動マニュアルを策定しております。発災時には、マニュアルに従い、職員の配備、情報収集伝達や各自の初動活動など、各担当における対応を定め運用しています。最近、各地で地震が多く発生していることから、報道等によく言われている対応の弱点について検討を行っています。

災害が発生した場合、まず被災者の安否確認や避難所の開設等、初動の優先項目であることを念頭に体制を整えていますが、引き続き初動態勢に不備な点がないかを模索し、体制強化に努めてまいります。

また、災害が発生した場合、行政等が行う公助はもとより、住民一人一人の防災活動である自助、また、地域の自主防災組織などが連携して行う防災活動である共助も大変重要となることから、住民に対しては地震に対する危機感を常に持っていていただき、日ごろから備えを万全にさせていただくことが重要と考え、啓発を行っています。

なお、熊本地震においては、避難所におけるプライバシーに関する問題、特に、女性のプライバシーへの配慮、自家用車での避難生活者の問題や罹災証明書発行のおくれの問題等、さまざまな問題が発生したことから、岩出市においては、それらに対応すべく対策に取り組んでまいります。

次に、３点目「地域防災計画について、再検証等の具体的な取り組みは」についてですが、岩出市地域防災計画につきましては、災害対策基本法に基づき、岩出市防災会議において協議いただき、策定しているところであります。また、岩出市地域防災計画は、和歌山県地域防災計画を参考として、その整合性を図った上で改正していく必要があることから、県の取り組み状況等の情報を入手した上で見直しを行ってまいります。

以上でございます。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員におかれましては、長年、お疲れさまでした。今後もこれまでと変わらず、本市の教育、そして子供たちのためにも温かいご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、宮本議員の一般質問２番目の１点目、中学３年生の不登校生徒の推移と現状について、お答えいたします。

まず、中学３年生の不登校生徒の推移につきましては、平成25年度、33人、平成26年度、25人、平成27年度、31人となっています。なお、平成27年度の不登校31名の進路につきましては、高校進学者27名、就職者2名、未定2名となっています。

不登校の現状につきましては、今年度11月末現在の中学３年の不登校生徒は17人で、文部科学省の分類に基づく原因別では、学校の把握によりますと、人間関係によるもの7人、無気力が7人、不安・不調が3人となっています。

次に、２点目の不登校の未然防止策につきましては、本年度の岩出市学校教育の指導方針と重点の中に、学級づくり、仲間づくりを重点目標の１つとして掲げ、子供同士の人間関係、教師と子供との人間関係をよりよいものとし、互いに思いやる心の醸成に努めているところであります。

その前提のもと、自分も他人も大切にされ、学校に自分の居場所が確保されているということが重要であると考えております。また、各学校では、市教育委員会作成の不登校改善の実践事例集や県教育委員会作成の不登校を生まない集団づくり等の研修資料を活用し、不登校の未然防止、早期発見等に関する研修を行っております。

具体策といたしましては、市教育委員会では、不登校の可能性のある欠席日数が、累計で５日以上に達した子供の状況や、その子供に対する学校の対応状況等について、毎月、学校から報告を求め、報告書を精査した上で、学校へ指導を行ったり、

必要に応じて指導主事が学校でのケース会議に出席し、情報交換や指導を行ったりしています。

さらに、中1ギャップと言われるように、小学校から中学校への接続が重要であることから、小中交流授業参観を実施しております。これは小学校の教員と中学校の教員が互いの学校を訪問し、それぞれ異校種の教育をより深く理解することを通して、子供たちの小学校から中学校への接続をよりスムーズに行えるようにすることを狙いとしております。

また、不登校等、配慮を要すると思われる児童について、小中連携シートを作成し、小学校から中学校へ申し送ることにより、小中学校間でのスムーズな接続に努めているところであります。

学校においては、欠席が2日続いたら家庭訪問等、家庭への連絡を行い、欠席の状況を的確に把握するとともに、不登校が疑われる場合には、担任のみの対応とならないよう、学年や教育相談部会等で情報共有を行い、チームで対応することになっています。

なお、不登校生徒の高校進学後の状況を把握されているのかにつきましては、小中学校間での引き継ぎと同様、高校進学に際して配慮を要する生徒について、中学校と高校の間で情報共有を行い、連携しているところであります。

高校進学後は、一部情報交換をしている高校がありますが、今後、さらに県教育委員会との連携強化に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 再質問をさせていただきます。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針が、市町村を対象に示され、6月議会におきまして、災害時の避難行動における要支援者の支援について、名簿の作成を初め、名簿の取り扱い、避難支援について伺っておりました。6カ月が過ぎた現在、一步でも取り組みが進まれておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

もう1点は、学校の先生方が大変ご努力されていることが理解できました。本年10月末に文科省が発表した2015年の問題行動調査で、中学校での不登校生徒が約9万8,000人に上るなど、不登校は、今なお教育現場の大きな課題であります。

その不登校の理由はどこにあるのか。名古屋大学大学院の内田 良准教授の分析が新聞に掲載されておりました。不登校の専門誌を発行するNPO法人全国不登校

新聞社からの問題行動調査に、不登校本人の意向が反映されていないのではないかととの問題提起がきっかけとなって、不登校の理由がどこかと分析されたものです。

分析では、学校側が回答した2006年問題行動調査の、これは2008年に発表されていますが、この中学生部分と、2006年当時に中学校3年生だった不登校生徒が回答した文科省の追跡調査、これは2014年発表のものを比較しています。このうち不登校の理由として、認識の食い違いが顕著だったのは、不登校の理由として、教職員との関係を上げています。学校側は、生徒の1.6%を回答していますが、生徒本人は26.2%と回答し、約16倍になっています。

この認識のずれがどこに起きるか。原因として、本来、教師は子供を不登校にさせようと思っているわけではない。しかし、教師が教育上よいと思う言動によって、結果的に、不登校が引き起こされる場合もあると述べられ、問題解決として、不登校への専門的な対応は、これまで教師が個人的に培った力量に委ねられてきた。しかし、子供をめぐる問題は、不登校に限らず多様化しており、教師に全てを期待するのは無理がある。スクールカウンセラーなどを含む多彩な専門家が、チーム学校として、先生や子供を支える体制が必要であると述べられています。

岩出市においても、現在、先生方が多くの課題を抱えられてご苦労されている中で、チーム学校のような組織としての取り組みを市としてお考えではないでしょうか。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　宮本議員の再質問にお答えいたします。

災害時要援護者と呼ばれる方々、要介護でいいますと、3、4、5に該当する方々を初め、現在、その都度、名簿について内容の更新を行っておるところです。11月1日時点におきましては1,421名の方がいらっしゃいます。このうち災害発生前に名簿を提供することに同意すると確認をできておられる方が346名いらっしゃいます。

我々といましては、まず、この346名の方々について、災害時に支援をお願いする方々に、この名簿を提供するに当たって、その内容とか方法について検討しており、提供の準備に入っておるところでございます。

以上です。

○井神議長　教育長。

○平松教育長　宮本議員の再質問にお答えします。

不登校の子供たちへの支援は、スクールカウンセラーを含めたチーム学校としての取り組みが必要ではないかというご質問でありますけれども、議員ご指摘のように、子供たちの状況は複雑化、多様化してきているために、担任1人に任せるのではなく、チームとして対応することが何よりも重要だと考えております。

具体的には、担任と子供の認識のずれを少なくするとともに、子供の気持ちを救い上げられるようにするため、本市の学校では頻繁にケース会議を開き、対象となる子供の情報を持ち寄って交流したり、今後の方策等について検討したりしています。これらのケース会議には、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が同席し、専門的な見地からアドバイス等をいただいております。

また、ケース会議によっては、他機関との連携が必要であると判断した場合は、子育て支援課などの福祉関係機関や児童相談所、医療機関、警察等とも連携できる体制をとっております。

○井神議長 再々質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 今後も重要な役割を果たされるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどの増員を願うものですが、市の対応はいかがでしょうか。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 宮本議員の再々質問にお答えします。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員のお考えはということでもありますけれども、本市には、現在、スクールカウンセラーが、中学校2校と小学校3校にそれぞれ1名ずつ、スクールソーシャルワーカーにつきましては、両中学校にそれぞれ1名ずつ拠点配置されており、全ての小中学校をカバーしていますが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員につきましては、市教委といたしましても、その有効性、重要性を認識しておりますので、引き続き県教育委員会へ強く要望してまいります。

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

宮本要代議員、2期8年間、本当にご苦労さまでございました。

通告3番目、3番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

今回は、巡回バスについて2点、安全対策について1点、質問をいたします。

まず初めに、1番目の巡回バスについてですが、近年、高齢者による交通事故が多発している中、自動車免許証を自主返納される方がいます。自主返納された方や高齢者にとって、巡回バスは日常生活にとって、とても大切な交通手段になることから、1点目に、過去3年間の利用状況についてお聞きいたします。

続いて、2点目に、運行経路の課題や要望状況についてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の巡回バスについての1点目、利用状況についてですが、岩出市巡回バスの利用者数につきましては、平成25年度は3万8,866人、平成26年度は4万3,182人、平成27年度は3万8,542人です。なお、本年度は4万人を超える見込みです。

次に2点目、運行経路の課題や要望状況についてですが、運行経路については、日常生活の移動手段としてご利用いただくため、市役所を初めとする公共施設やJR岩出駅、スーパー等商業施設付近にバス停を設置し、市内各地域を巡回しております。

なお、課題及び要望については、利便性の向上を図ることが第一であることから、バス停の新設や交通渋滞回避のためのルート変更等を行っております。今後も利用状況等を注視し、より利便性の高い運行を実現するため、引き続き研究を行ってまいります。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 岩出市においても大変交通量がふえている中、コースをいろいろ改善していくという、非常に難しいところはあると思うんですが、まず1つ、中央の巡回コースですけども、ちょうど岩出第二中学校の信号のところで、東側のほうに折れるというコースになってます。岩出第二中学校をそのまま南のほうに下れば、スーパーの前にバス停を設置すれば、利用者にとっても非常にありがたいことだと思うんですが、その点、方針をお聞かせ願いますか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員の再質問でございます。

中央コースの中での岩出第二中学校付近のバス停の話をしていただきました。議員、

今ご提案をいただきましたスーパーへの停留所の設置につきましては、スーパーと岩出第二中学校西側道路のところにあります岩出第二中学校前というバス停、直線距離で、スーパーまで約200メートル程度でございます。ですので、その岩出第二中学校前のバス停をご利用いただきますようお願いいたします。

停留所につきましては、一応、公道に設置することを原則として、一部原則と外れているところもありますけれども、公道に設置することを原則としておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

2番目の質問、お願いいたします。

○玉田議員 次に、2番目の安全対策についてですが、京奈和自動車道岩出インターが完成するとともに、交通量がふえ、渋滞箇所がふえる中、渋滞解消に向け、岩出市内の道路網整備がさらに進められておりますが、東西に延びる道路において、朝夕の時間帯が非常に交通量がふえ、右折したい自動車が困難な状況が生まれております。特に、右折専用信号機がない交差点では、右折できない、または赤信号での右折をされる自動車があり、非常に危険な状況があります。

そこでお聞きいたします。あいあいセンターの西側の道路と農免道路が交わる交差点に、東西側に矢印信号や時差信号などの設置による安全対策の考えについてお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 玉田議員ご質問の安全対策について、「あいあいセンター西側の道路と農免道路が交わる交差点に東西側に矢印信号や時差信号などの設置の考えは」につきましては、平成26年1月に湯窪区から同様の要望があり、岩出警察署に要望したところ、交通量の調査を行うが、設置は難しいであろうとの回答をいただいた経緯がございます。

その後、昨年9月に京奈和自動車道岩出根来インターが開通したことなどにより、交通量の変化も考えられることから、岩出警察署に対し、市議会において一般質問があったことをお伝えし、再度、交通量の調査等の要望を行ってまいります。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

通告4番目、14番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

まず初めに、岩出図書館の業務委託についてでございます。

先日、市民の方から、岩出図書館について問い合わせがございました。それは、図書館に行くと、これまでと違った制服の姿の方がおられ、本についての相談や本の場所などをお聞きしたところ、余りわかっておられないのか、これまでと同じような対応していただけなかったとのことでした。利用者も戸惑い、大変残念だったというご意見をいただきました。

岩出図書館は2006年4月にオープンし、株式会社TRC（図書館流通センター）に委託し、運営業務が行われていました。ことし2016年に委託先の変更が行われてきたが、入札から業務引き継ぎまでの流れがどのように行われてきたのか、お聞きをいたします。

2つ目は、スタッフの人数の変化はあったのか。司書資格保持者についての人数の変化はあるのかをお聞きします。

3点目は、図書館司書は学校図書室にも派遣されておりますが、担当者の変更はあったのか。

以上、3点を1回目の質問とさせていただきます。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の一般質問の1番目、岩出図書館業務委託について、一括してお答えいたします。

まず、業務引き継ぎまでの流れについてであります。前契約で図書館運営業務を委託していました株式会社図書館流通センターとの契約が、ことし9月末で終了したことに伴い、10月から3年間業務を行う事業所を選定するため、7月26日にプロポーザル方式による入札を実施し、有限会社ライブラリー・サポート・サービスと委託契約をすることになりました。

業務内容の引き継ぎについては、新委託業者のスタッフの中に前委託業者に雇用されていた者が7名おり、そのスタッフたちが新採用のスタッフに対し、実際に接

客をしながら、引き継ぎを兼ねた実務研修を行いました。9月13日から9月30日までのうちの10日間で、8名に対し、延べ167時間の実務研修を行っております。

次に、スタッフの人数等についてであります。前委託業者のスタッフの人数は13名で、全員が司書資格を有しておりました。現在は、スタッフが17名であり、そのうち司書資格を有しているスタッフは13名となっており、以前より人員体制は充実しております。

また、司書資格を持っていないスタッフについても、接客能力が高く、業務がより充実してきたと認識しております。

なお、先ほど、議員のほうから市民のお声を紹介いただきましたが、当初、岩出図書館の業務にふなれな一部のスタッフが利用者の方に不便をおかけしたことがあるかもしれませんが、常に資質向上に努めており、今ではそんなことはないと認識しております。

学校司書の変更につきましては、9月までは市内全小中学校8校に5名の学校司書を配置していましたが、委託業者変更に伴い、10月からは6名の学校司書を配置しており、岩出小学校、山崎小学校、根来小学校、中央小学校の4校の学校司書が変更しております。

学校司書が変更になった学校については、新旧の学校司書が直接学校現場での引き継ぎを十分行っており、学校司書業務に支障は生じていないものと認識しております。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、スタッフについてです。スタッフについては、これまでよりも、前は13名が全員が司書だったということで、今回は17名、うち司書資格者が13名プラス資格がない方もおられるということでございます。私が聞きたいのは、委託先が変更になった理由、また契約金については、これまでとどう変化があるのか、これについて、まず1点お聞かせください。

業務の研修でございます。10日間も8名に対してですが、やられたということですね。この期間としては短くなかったのか。先ほど、今はそういった状況はないというふうにおっしゃられましたが、しかしながら、この期間で全く問題はなかったのか、この辺についての認識をお聞かせください。

次に、司書資格保持者が変わらずいらっしゃるという形ですが、ふなれな対応というのは市民サービスの低下が起きたというふうに見えるのではないかと

ふうに、私どもは考えております。これについてはどのように考えておられるのか、これをお聞かせください。

また、学校図書館司書について、司書を派遣することによって、一定の効果が生まれていると、教育委員会のほうでも評価をされております。子供たちにとっても、人という信頼関係こそが大事な時期でございます。小学生の子供たちも、司書の方がいろいろ教えてくれたり、常時、司書が来てくれるときは、図書室があくということで、本当に楽しみにしているという子供さんの声もお聞きをいたしました。

年度途中で、なじみのある方から新たな人の配置、これでは積み重ねてきた信頼関係をまた一からとなるのではないかということです。大人は対応能力も一定ございますが、子供たちにとっては、大人以上に戸惑うこともあるかと思います。年度途中に変更するというのをどのように考えるのか。

司書の学校の部分については、問題ないと言っておりますが、人間関係という上で、子供たちと司書という部分においては、やはり途中で変わったりする。そうしたことによって、子供たちのこれまでの信頼関係が崩れていくのではないかということを考えられます。そうした視点では、こうしたやり方に対して、本当によかったのかどうか、これについての考え方をお聞かせください。

私どもは、やっぱり学校図書室というのは、司書を派遣では行わず、正規で雇用するべきではないかというふうに考えております。その考えについて、改めてこれまでと同じ派遣でいくのか、新たに司書を雇う方向性はないのか、これについてお聞かせください。

次、業務に支障が起きた場合は、これまでと同様、直接市の職員が委託先の社員に指導ができないことになっております。業務委託では、職業安定法によって、市の職員が委託職員に直接仕事の指示することが禁じられております。この場合、これまでにも会議を用いていると答弁されておりますが、迅速に問題解決に向け対応できないことがサービスの低下につながるのではないかと私は考えています。こうした状況は生じていないのか。また、この場合も委託先の監督者が出席などをされているのか、この辺についてお聞かせください。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、派遣業者が変わった理由、委託金の変更という中身だったかと思います。理由につきましては、プロポーザルを実施して、優秀業者ということで選定をいた

しました。契約金額なのですが、特に変わりはありません。

ふなれな対応があったということについてなのですが、先ほども申しあげましたように、当初そういうことがあったかもしれませんが、常に資質向上に努めておりまして、現時点でそういうことはないと認識してございます。

それから、学校の司書派遣について、年度途中での配置がえが子供に影響があるのではないかというご質問だったと思いますが、これについては、あくまでも司書は授業の補助でありまして、担任が中心に授業を行ってまいりますので、大きな影響はないものと考えてございます。

それから、学校への司書派遣については、正規雇用者を雇用する予定はないのかというお話であったかと思えます。学校への司書派遣につきましては、単に学校における読書活動の活性化にとどまらず、子ども読書活動推進計画等の岩出図書館の方針を学校にも浸透させるとともに、学校や子供のニーズを直接岩出図書館の運営に反映させることを狙いとしています。

このように、学校と岩出図書館との双方向の効果の観点から、岩出図書館のスタッフを学校司書として派遣することこそ重要であると考えておりますので、引き続き現在の体制を維持してまいります。

それから、業務に支障があったときに、直接指揮命令ができないという部分なのですが、図書館には現場責任者をきちんと配置しておりまして、現場責任者との連携のもと、速やかにトラブル等には対処しておりますので、何ら問題はないと考えてございます。

失礼しました。研修は短くなかったのかということですが、8名に対して167時間もの研修を実施してございます。また、全てふなれな者、初めての者については、やはりOJTというのが非常に重要であると考えておりますので、それで十分であると考えております。

委託金額について申し上げます。委託金額につきましては、3年間で1億1,197万4,400円となっております。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 再質の1点目、先ほどお答えになった契約金の部分について、先ほど教育部長は変わりがないとおっしゃったんです。私が考えるに当たっては、人員がふえているんですよ。人員がふえているにもかかわらず、委託金がふえてないということは、働く方々はこういった環境で働かされているのかというところが心配、言

うたら官製ワーキングプアになってないのか、をつくり出していないか、生み出していないのかという点なんです。

やはり人員がふえているということについて考えると、働く方々がちゃんと不安定雇用になっていないのか、そうしたところについての考えについてはどのようにお考えになっているのか、これをお聞きしたいのと、あと、学校司書について、先ほどお答えあったのは、司書と教育現場との対応については、何ら問題はないというふうにおっしゃられるんです。

私が言っているのは、子供たちから見てどうなのかなという点なんです。大人の目線ではなく、子供たちが学校の図書室に足を運ぶことに大変喜びを感じて、物すごく司書の人たちが、いろいろなことを教えていただいて、行くのが楽しみだという子供たちの声がたくさん芽生えてきている中で、やはり突然の顔が変わるといいう形になったら、信頼関係を築いてきたものが、また一からやり直すという形になる。子供たちにとっての心の問題、そういった部分ではどうなのかという点から考えていただきたいんです。

当然、今、岩出市ではうちどくなどの取り組みを一生懸命やられていまして、なかなかうまくいかないという形でも、教育のほうから言われています。そうした取り組みを行っていくためには、やっぱり教員と司書の連携というのが大変密に必要になってくるかと思います。そうしたことを今後やはりそうした事業を含めて、子供たちにより本を好きになっていただくという点では、やはりしっかりと司書を独自で配置をさせるということが、私は必要でないかと考えます。再度、それについてお聞きをいたしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　市来議員の再々質問にお答えいたします。

人員がふえて委託金が変わっていないということで、不安定雇用につながっていないかということなんですが、人員がふえてローテーションに幅ができるようになって、むしろ労働者の労働環境は、ゆとりが生まれているものと考えます。

学校司書が交代したことで、子供たちへの影響ということなんですが、先ほども言いましたように、やはり学級担任が全責任を持って行っておりますので、子供たちへの影響というのは少ないと考えますし、ずっと同じスタッフが必ずしも継続できるという保障は当然ありません。教員ももちろん交代していきます。そこらは、ある程度、子供たちのたくましさということも要求していきたいな、そんなふうに

考えます。

それから、教員と司書との連携に関して、やはり独自の配置をとということなんです。先ほども申し上げたように、私どもが学校へ司書を派遣しているのは、図書館と学校との双方向の連携による効果を生み出していきたいという考えのもと、実施しているものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長　これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　公共交通機関の充実についてでございます。

先ほどからも巡回バスについては、いろいろと質問があったと思いますが、近年、高齢者ドライバーによる事故が後を絶ちません。生死にかかわる痛ましい事故も発生しております。一方、日常生活に車が欠かせない地域もあり、これらの問題をどうしたらいいのか、自治体としても考えなければならない課題だと考えております。

国交省によると、高速道路等の逆走のうち約70%は65歳以上の高齢者が占めており、高齢者の運転免許保有者は10年前の約2倍、男女合わせて約1,700万人もふえております。高齢者だけが事故を起こすということではございませんが、事故を未然に防ぎ、安心して暮らせる社会へ、専門家からも免許の自主返納を考えるきっかけをつくる仕組みや自主返納しやすい環境整備が求められ、住んでいる地域の公共交通の充実による生活の質の保障が必要だと言われております。返納後の生活をどのように支えていくのかが問われてきます。

そこで、1点目、高齢者の運転事故の認識と安心して暮らせる社会へ、公共交通の充実は欠かせないと考えますが、市の認識についてお聞きをいたします。

2点目は、高齢者の社会参加についてであります。免許を返納し、車に乗らなくなった場合、買い物、病院以外は引きこもりがちになるといったケースも出てきていることが起きております。これから高齢者の社会参加をどう考えるかが大事となっておりまして、いろいろな市の催し物や取り組みなど、施策としても行っておりますが、どのようにして参加をしていただけるような仕組みづくりが必要なのか。社会参加について、どのように考えるのか、市のお考えをお聞かせください。

3点目は、岩出市では巡回バスを3コース運行し、市民の足として市民の要望・要求に応えるため、常にご苦労されているかと思えます。

最近、市民の方からお聞きしたのは、巡回バスがいっぱいで乗れなかったという声を数件お聞きいたしました。コースは西コースです。改善はできないのかという

ような要望がございますが、この改善策について考えがあるのか、お聞きをいたします。

4つ目は、先ほどから申し上げましたが、市民の方々は高齢者による自動車事故などの報道を受け、運転免許について考える機会があったという方もたくさんおられました。しかし、車を手放し、免許を返納した後の生活を考えると、大変不便で、なかなか踏ん切りがつかないという声がたくさんございます。大半は、買い物や病院など日常生活に困るのではないかという不安です。

また、既に車に乗らない方も、買い物、病院へのアクセスに困っている方もおられます。巡回バスを利用しづらい。何よりバス停まで行くのに大変という声が大きくあるんですが、そこで、これまでもデマンドタクシーの導入についてお聞きをいたしましたが、改めて、巡回バスと併用でデマンドタクシーの導入について提案をいたします。

全国でもデマンドタクシーを導入する自治体が多く存在してきてまいりました。1つ紹介させていただきますと、茨城県の市内で走っている。市では市内を3つのエリアに分けて、エリア内の移動であれば乗りかえなしの1回の乗車で目的地まで送迎されるというような仕組みをやっており、エリアを越える場合は、車両の乗りかえを行い送迎をされると。利用の流れは、事前に利用登録を行い、乗車チケットを購入し、次に電話で予約を時間帯と目的地を伝えて、当日に迎えに来ていただき、目的地まで運んでいただくような取り組みが行われております。利用料金も、乗車につき300円というふうな形でやっておられますが、コミュニティバスとの併用で行われる市が全国的にも多くなってきており、多くの市民の方が新たな交通手段として利用をされています。

こうした取り組みが、この岩出市でも必要と考えられるのではないかと。デマンドタクシーのやり方、方法は、それぞれの地域性によって変わってくると思いますが、新たな移動手段の1つに、導入の考えはないのか、この点についてお聞きをいたします。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長　市来議員ご質問の「公共交通機関の充実を」の1点目「高齢者の運転事故についての認識は」、2点目「高齢者の社会参加についての考えは」、3点目「巡回バスの改善策は」について、あわせてお答えいたします。

最近、高齢者による交通事故の報道をよく見聞きします。アクセルとブレーキを

踏み間違い、高速道路の逆走等による事故が発生しており、判断能力及び反応の衰え等によるものと言われています。

また、そのような事故の対策として、高齢者の運転免許の返納も推進されていることは認識しております。しかし、運転免許を返納することにより、みずから車を運転し、移動することができなることから、社会参加が制限され、家にいることが多くなって、最悪、寝たきりになることも考えられます。

このことから、市では巡回バスを運行し、高齢者等交通弱者の日常の移動手段を確保するとともに、65歳以上の方などには無料でご利用いただけるよう、あいあいカードを発行しております。

また、必要に応じてバス停の新設やルートの変更などの改善を行い、利便性の向上を図っているところです。

なお、巡回バスが満車であった件についてですが、巡回バスはさまざまな地域を運行することから、現在のワゴン車タイプで運行しております。バスは定員以上乗車ができず、多くの方にご利用いただく時間帯などで満車となった可能性があり、ご迷惑をおかけしたことと思います。この点につきましても、利用状況等の調査、研究を引き続き行ってまいります。

次に、4点目「市民の移動手段を保证するためのデマンドタクシーの導入についての考えは」についてですが、タクシー車両を使用する予約型の公共交通であり、路線バスやコミュニティバスの補完路線として運行する自治体がふえてきております。しかし、一方では、1人当たりの輸送コストが割高になったり、需要増大による費用負担の増、また、反対に利用されない、さらには、一般タクシーとの差別化を図る必要もあります。これらのことから、デマンドタクシーの導入につきましても、その考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 先ほど聞きました市の認識については、私と全く一緒だと思います、それについては。ただ、言わせていただきたいのは、これからの高齢化社会に当たるに当たって、巡回バスだけで本当にいいのかということを、やはりこの岩出市でもしっかりと考えていく必要があると思います。

そうした意味では、このデマンドタクシー、今言われたように、1人当たりのコスト等がかかる等々も言われましたが、しかしながら、やはり社会参加、また買い物、病院に困らないためにも、やはりデマンドタクシーの必要性をもっと、この岩

出市に合った方法でできないかという研究はする必要があると考えます。それについて、引き続きもっといろいろな市を調べていただいたり、いろんなところで、岩出市でどのようにしたらできるのかというようなことも、改めて考えていただきたいと考えますが、その辺について積極的な答弁を求めたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○藤平総務部長 市来議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほど、1回目の質問のところで、事例を交えてその利点についてお話をいただきました。我々、公共交通を考える中では、バスとの役割分担をどうするのかであったり、また、一般タクシーとのすみ分け、あるいは福祉移送サービスというものもございます。その整合も図らなければなりません。

さらには、小規模需要に対するデマンド交通にかかるコスト面、それから個々のニーズに対応する利便性をどこまで追求するのか、こういうようなところも考える必要があります。議員が話される利点ばかりではなく、デメリットの部分も考慮する必要があります。我々は、市民の皆さんにお納めいただいた大切な税金を使い、公共交通施策をとり行っております。

市来議員のご質問のメインのテーマであります公共交通機関の充実について申せば、現在実施している大阪方面路線バスあるいは巡回バス、紀の川コミュニティバスの各運行事業の充実を図ることが公共交通機関の充実につながることから、現在、デマンドタクシーの導入はないと、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開します。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告５番目、１５番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　１５番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今期の任期最後の質問となります。今回は、９月議会に引き続き、国民健康保険にかかわる面での市の認識と今後の国保会計改善に向けて、２点の質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、国保における市の認識という点で、５点についてお聞きをしたいと思えます。

国民健康保険制度については、社会保障制度であると、この認識が９月議会で市長から発言がありました。今、国において、社会保障制度が次から次へと切り下げられ、国民負担増の施策が進められてきています。年金の切り下げや介護や医療分野での新たな自己負担増の施策が打ち出されてきています。国保の分野においても、国保の広域化が進められ、あわせて地域医療分野で保健医療計画や医療費適正化計画の名のもとに、入院病床削減なども視野に入れた対応が進められようとしています。

最初に、このような状況の中で、国保という面において、市長としてどのような見解を持ち、どのような施策が求められていると認識しているのか、まず最初にお聞きをします。

２点目に、健康保険と協会健保とを比べ、国保利用者には大きな負担の違いがある。このことは９月議会でも確認をしてきています。夫婦２人、子供２人、固定資産税が５万円のケース、所得１００万円で、協会健保、年間９万８,６６４円に対し、国保、年間１８万５０４円、所得２００万円では、協会健保、年間１８万６４８円、国保では年間３３万８０４円です。国負担割合の削減により大きな差が生じてきています。

他の自治体と比べ高くはないとの答弁でしたが、問われているのは、岩出市の負担軽減に対する取り組みの姿勢なのです。これだけ格差のある保険料に対して、国保加入者への負担軽減のために、一般会計から国負担削減に対する独自の繰り入れ、負担軽減策が必要とは思えないのか、この点をお聞きをします。

３点目に、国保会計を運営していく上で、一般会計から不足分は一時的に借りて対応しているから返すと言いつけていますが、根本的な国保会計の改善対策をとらない限り、同じことを繰り返すことになる。借りなければ対応ができない。４月から６月まで入金が少なくなる。現年度分における収入が少ない。こういうことなど、このことは、この間の国保会計の実態が証明しているのではないのでしょうか。会計

不足を生じている原因はどこにあると捉えているのでしょうか。

この間、改善のための対策、これはこのような状況のもと、どのように対応し、手だてを講じてきたのか。また、手だてを講じているとすれば、なぜ改善ができないのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目として、国保会計での余剰金については、国保会計の運用面で、不足分の借り入れを行わなくても済むよう、また、緊急事態に備える上でも一定の基金の積み立てが求められていると考えますが、なぜ岩出市として基金に積み立てを行わないのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

5点目として、人間ドック、脳ドックの受診枠についてお聞きをします。脳ドックについては、最近実施がされるようになった面では、私は大きな前身面だと思っています。医療費削減を図る上で、人間ドックや脳ドック実施により、健康状態の把握や病気の発見、こういった促進を図ることは重要な施策だと考えます。私は、さらなる受診枠の拡大が求められていると考えるものです。

紀の川市の人間ドック受診枠、これは300名。これに対し岩出市は50名、私は、やみくもに枠をふやせとは言いませんが、医療給付費削減や健康増進施策として、枠の拡大を図るべきだと考えます。脳ドックについても受診枠を大きく上回る申請があるわけですから、当局において追加募集を行うことをすべきではないでしょうか。人間ドック、脳ドックの受診枠の拡大の考え、今後の対応について質問をいたします。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の1番目、国民健康保険制度の認識についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の国保という面で、市長としてどのような施策が求められていると認識しているかについて、お答えをいたします。

国民健康保険は、被用者保険に属さない全ての人が加入し、我が国の国民皆保険の最後のとりでとして、基盤的役割を果たしてきたところではありますが、他の健康保険と比べて、加入者の年齢構成が高く、医療費水準も高いため、財政基盤が脆弱であるという構造的な問題を抱えており、どの自治体も大変厳しい財政運営を強いられております。

市といたしましては、平成30年度における国保制度の広域化を見据え、保険税込納率の向上対策を初め医療費適正化事業や特定健康診査、特定保健指導などの保健

事業にしっかり取り組んでいく必要があると認識しております。

なお、質問の２点目以降については、担当部長より答弁させます。

○井神議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の１番目、国民健康保険制度認識についてのご質問について、通告に従いお答えいたします。

２点目です。「健康保険と協会健保を比べ国保利用者に大きな負担の違いがある。負担軽減策が必要とは考えないのか。」についてですが、９月議会で答弁いたしましたとおり、国保と被用者保険は制度や構造が全く異なっており、比較は適切でないと考えます。

３点目、「会計不足を生じる対策はどのような手だてを講じているのか。」と４点目、「不足分での借り入れを行わなくても済むように一定の基金の積み立ても求められているが、なぜ基金に積み立てを行わないのか。」について、あわせて答弁いたします。

年度当初は、保険税の収入が少ないこと、国庫負担金や交付金の交付時期などの理由から、歳入が少ない状況にあります。年度末に近づくにつれ、保険税、国庫負担金、交付金をおおむね歳入できますので、４月から６月までの資金繰りは、一般会計からの借り入れであって、繰入金の原因ではありません。

国保会計は、一般会計と区分して運営しておりますが、不足が生じる見込みである場合、一般会計から法定外分以上の繰り入れ基礎値を講じて収支均衡を図っております。その結果、発生した剰余金を一般会計に戻すことは当然であり、基金へ積み立てる性格のものではありません。

５点目、「人間ドック、脳ドックの受診枠の拡大を。」についてであります。このうち日帰り人間ドックについては、生活習慣病の早期発見・予防を目的に、平成13年度から実施しているものであります。平成20年度から実施している特定健診とがん検診をセットで受診していただければ、人間ドックとほぼ同等の効果があると考えておりますので、本市といたしましては、特定健診とがん検診のセット受診を推奨しているところであり、さらなる受診枠の拡大は考えてございません。

一方、脳ドックは、脳卒中発症前の異常を捉え、生活習慣病改善や薬物療法、早期の手術につなげることを目的とした検診であります。受診枠につきましては、今後の申し込み状況あるいは他の保健事業とのバランスを十分勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 保険料については、今、比較することは適切でないという答弁をいただきました。私は本当に残念だなというふうに思うんです。私は指摘をしたのは、要するに国民健康保険税を払っている人、こういう方が同じ所得でありながら、大きな負担になっているのではないですかということを指摘して、その改善が必要ではないのかということを今言っているんです。

例えば、岩出市の国民健康保険税の所得との加入者の内容、これについては所得が33万円までの世帯、これが41.3%、33万円から100万円までの世帯の方で20.6%、100万円から200万円までの方で22.7%、所得が200万円以下の方で84.5%を占めているわけなんです。

そういう点では、市長も先ほどの答弁の中で、国民皆保険という制度の中で、国保は最後のとりでだと、こうおっしゃいました。私はそのとおりだと思うんです。よりどころはこの国保、こういうところに、本当に健康面という面では、すがる以外にない。これが今の日本の国保という実態だと思うんです。

そういう点では、私は単純に比較することは適切でないという考えではなしに、しっかりと市民に寄り添っていく、そういう考えを持っていただきたいというふうに思います。

そういう点で、実際には、こういった同じ所得でありながら、こんな違いがあるというこの点については、実際に改めてどういうふうに捉えているのかという点、お聞きしたいと思います。

2点目には、こういう低所得の方が大きく占めているという中で、私は非常に残念な実態を言わざるを得ません。それは和歌山県下において、強制的な取り立て、岩出市が一番過酷な取り立てをしているからです。この4年間における差し押さえ件数は、年間延べ件数において、平成24年度458件、平成25年度481件、平成26年度452件、平成27年度394件もしてきています。これは和歌山県下において断トツに差し押さえが行われてきている実態をあらわしています。県全体で、毎年1,900件から2,000件なのです。その4分の1を岩出市が占めています。

国保世帯が非常に岩出市なんかよりも多い、そういうような和歌山市でさえ、差し押さえについては、この4年間で、209件、190件、120件、145件なのです。海南市では年間100件程度、田辺市もここ2年間では120件とのこと。いかに岩出市が国保加入者の生活実態を省みず、冷たい行政を行っているのかがわかります。他

の市町村は、少なくとも岩出市と違い、国保加入者の生活実態に寄り添う対応をとってきているのです。

中芝市政として、政治姿勢を変えることが求められているんじゃないでしょうか。差し押さえの考え、岩出市としてのこういう差し押さえに対する考え方、市長に改めてお聞きをしたいと思います。

2点目については、国保会計を安定化させる取り組みにおいては、分析面やその要因についても真剣に取り組んでいるのかが問われていると考えます。滞納世帯数においては、岩出市よりも数多く滞納している自治体というのはたくさんあります。そして、改善のために各自治体でさまざまな対応がとられていると思うんですね。岩出市では、そうした他の自治体のそういう取り組み、これについてはどのようなことなんかを参考にしているのかという点、これをお聞きをしたいと思います。

3点目に、基金積み立てという部分については、先ほど詳しく説明はなかったのかなというふうには思うんですが、実際には、今の国民健康保険税の基金という状況においては、緊急対応すらできないという状況ではないんでしょうか。そういう点では、しっかりと緊急時にも対応ができる。

そして、先ほど、4月から6月、そういう部分なんかにおいて、不足分なんかにおいては、緊急的な部分で、これは仕方がないやないかという形で、一時的な借入れをしているんだということを盛んに強調されたと思うんですが、もともとこの国民健康保険、そういう一般会計から借りなくても運営ができるように、そういう国民健康保険制度にしていくのが、またそういうふうに市として努力をしていく、これが大切ではないんでしょうか。そういう点では、この岩出市において、なぜ基金というところにお金を、逆に言うと、市民の健康を守るために必要なお金、そういう部分なんかにおいて、なぜ基金というところにお金をつくっていく、そういうことをしないのか、この点を再度お聞きをしたいと思います。そして、また基金にお金を積み上げなくてもいいという理由、この点をお聞きしたいと思うんです。

そして、4点目として、国保加入者における健康面、また医療給付という、これを岩出市としてふえることを抑えていく、こういうことを考えれば、同じような効果があるんだというようなことなんかもおっしゃっていましたが、さらに人数、枠をやっぱりふやしていく、こういうことが大切ではないんでしょうか。

先ほどの答弁では、人間ドックに特定健診でしたかね、こういう部分なんかもやっているから、同じような形で対応しているから、枠の拡大は必要がないということをおっしゃっていましたが、確かに枠をふやさなくて、同じ枠内でそうい

う部分のことをやれば、それは効果があるというふうに私は思うんです。

そうではなしに、健康な人、もしくは病気にならないという人をつくっていく。その枠そのもの自身もふやして、そういう医療給付額そのものを減らしていく努力、こういうことが必要ではないのかというふうに私は質問をしているんです。

そういう点では、改めてお聞きをしたいと思うんですが、実際には、岩出市で人間ドックとか脳ドック、これはどういう理由から実施をしているのかという点、これを改めてお聞きをしたいと思うんです。

そして、将来にわたって、こういう人間ドックや脳ドックの枠、これを拡充する、枠を広げていく、こういう考えもないんでしょうか。今、予算編成の時期となってきました。来年度における人間ドックや脳ドックの対象人数、これについては来年度どういうふうな対応をとられるのか。枠をふやしていく、そういうことなども今の現状と同じような形で来年度もやっていくのか。そうじゃなしに、市民の健康を守っていく、医療給付費を抑えていく。そのためには、やっぱりしっかりと枠をふやして、国保会計、この改善につなげていく、そういうような考えを持っているのか、その枠の対象人数の考え、これを改めてお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、国保と他の制度について、増田議員、保険料の金額という部分から申されております。先ほど申し上げましたように、異なる制度、成り立ちによってできているものでありますから、一面的に比較するというのは適切でないと考えております。

1つの例を挙げますと、例えば、協会健保を例にとりますと、これ公開されている資料でありますけども、協会健保には国費が約10%入っておる。残りを事業主と被保険者が折半するので、被保険者の負担割合は約45%になります。

同じ図式を国保に当てはめますと、平成27年度、国保の決算、増田議員も国保に関しては関心が高いので、ごらんいただいておりますけども、この決算によりますと、単純に言えば、この国保の全体に占める保険料収入20%です。残りはいいますと、さまざま保険料収入以外、主に公費ということになりますけども、80%程度、保険料以外の収入で賄っておるところです。社会保障という言葉をお使いになっておりますが、十分、福祉、社会保障の色合いを帯びておるのではないかというふうに思います。

今、1つの見方を紹介いたしましたけども、異なる制度を比較するに当たっては、保険料以外、いろんなところから検証せねばならないと思いますし、国保の加入率、岩出市では大体25%であります。なので、残り75%の市民の方々とのバランスもいろいろ総合的に考えていくべきものであると考えております。

それから、2点目が、滞納整理、滞納処分の問題です。過酷な取り立てを行っておるというふうにおっしゃられました。何をもってか過酷な取り立てというふうにおっしゃられるのかよくわからないところでありますけども、期限内に保険税を納めていただけない方に関しましては、督促状を送らせていただき、納付相談もさせていただき、状況に応じてきめ細かい対応を行っており、それにもかかわらず、負担できるにもかかわらず負担していただけない方、その方に関しましては、負担の公平性から見て、毅然とした対応をとっておるところです。

先ほど、差し押さえ等の件数おっしゃっていただきました。いかに国保のプロジェクトチームが熱心に業務に取り組んでおるかということをおっしゃっていただき、ありがたく感じております。

今後とも、市民の方々に負担の公平性を感じていただけるような業務に努めてまいりたいと思います。

3点目が、収納業務に関して、ほかの市町村とやりとりをし、情報収集しておるのかというところですが、言うまでもなく、いろんな滞納処分の方法、いろんな業務の情報に関しましては、日々怠りなくやっておるところでございます。

それから、4点目が、国保会計に関して、基金に積み立てしないのかというところでありますけども、先ほどの答弁と一部重複するわけですが、国保会計は保険税あるいは国庫負担金、そういう特定の収入を財源としておりまして、保険給付を主とする特定の支出に充てるものでありまして、一般会計とは区分して経理するということが前提になっております。

市のほうでは、国民健康保険法等に基づきまして、定められた目的に従って、一般会計から法定分の繰り入れを行っております。しかし、先ほど市長も述べましたが、国保制度の構造上の問題等により、法定分の繰り入れだけでは収支均衡が果たせないため、一般会計から法定分以上の繰り入れを行っております。

平成27年度におきましては、法定分として保険基盤安定繰入金（軽減分）、保険基盤安定繰入金（支援分）、事務費繰入金、出産育児一時金繰入金及び財政安定化支援事業繰入金、合わせて4億4,814万4,221円を歳入しております。法定外分として、地単波及分、過年度補助金返還金分及び保険税負担緩和分、合わせて1億

5,541万5,247円を歳入しております。

平成17年度から平成27年度までに、実に4億3,268万5,000円が一般会計に戻されることなく累積しておるところです。このような状況において、一般会計からの繰り入れによる残金が発生すれば、まずは一般会計に繰り出すのが当然であると考えております。

それから、5点目、人間ドックと脳ドックの件であります。

この人間ドック、何を目的に我々やらしていただいているかといいますと、生活習慣病、つまりはがん、あるいは新疾患、それから糖尿病というような生活習慣病の早期発見を目的に行っております。脳ドックに関しては、脳血管疾患、脳卒中等の早期発見ということを目的に行っております。

人間ドックに関しましては、その目的から考えますと、特定健診とがん検診、一緒に受けていただければ同じような効果が得られるのでそちらのほう、そちらのほうに関しましては、人数の上限を設けておりませんので、そちらのほうを積極的に受けていただけるようお願いしております。

それから、脳ドックに関しましては、平成27年度枠35名だったところ、平成28年度は50名に拡大しておりますけれども、これは先ほど申し上げましたように、今後の状況、それから、ほかの保健事業等のバランスを勘案しながら、また検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、答弁の中では、異なる制度だからという言葉が出ました。異なる制度だからこそ、国の負担、国がしっかりと負担していく。そういうことがこの間行われてきたんです。だからこそ、国負担分が以前は50%近くあったんです。それが、今、約半分にまで減らされてきている。異なる制度だからこそ、そういうことを国が行ってきたのであれば、しっかりと岩出市の自治体として、そういう国の悪政に対して、しっかりと自治体としての役割を果たす、このことが今求められているんじゃないでしょうか。その点では、異なるから比較はできないという点、これは私は納得できない点があります。

そういう点でも、実際に国が減らしてきていること自身に対して、市はどのように応えていくつもりなのか、この点を改めてお聞きをしたいと思います。

そして、差し押さえという点については、私は驚くべき答えが返ってきたなとい

うふうに思っています。プロジェクトチームをつくって、いかに職員が働いているのを評価してほしい、こう言われました。悪い意味で評価する、そういうことをしていませんか。差し押さえをどんどんやって、国保が加入者の生活を苦しめていく。それを評価せよというのは、私はどうかと思うんです。むしろ逆に、国保加入者の生活実態に寄り添って、どんなにしたら滞納しているそういう状況を改善できるのか、一緒に考えていく、職員と一緒にそういうふうに考えていく、そういうことこそすべきじゃないんですか。

差し押さえ、例えば、給料カットで差し押さえしていく、こういうようなことをやって、その国保加入者の生活を崩壊させていく、こういうことがどうして評価できるんですか。

本当に、今、プロジェクトチーム、こんな差し押さえを強化してほしいというようなことを本当に考えているんですか。そういうことを行って、本当に国保加入者の生活、温かい目で市が対応している。私は信じられない。職員の対応面、変えるべきじゃないんですか。この点、改めてお聞きをしたいと思います。

もう1点は、脳ドック、これ残念ながら、来年度どうしていくのか、こういうお答えありませんでした。今まで、きょうも一般質問されている議員さんの中で、市として調査や検討、研究、こういうことをしていきたいと、幾つもそういう答弁ありました。

国民健康保険で、来年度どういうふうに考えているのか。そういう点においては、人数の枠の拡大、そういうものなんかも考えているんですか。今年度と同じようにしていく、枠をふやしていく、そういう考えあるのか。実際には来年度に向けて、何名ぐらいにしていきたい。こういうことはどうなっているんですか。改めてお聞きをしたいと思います。

いずれにいたしましても、この国民健康保険、認識という点では、私は、少なくとも、岩出の国保を運営していく、こういう実態の中で、少なくとも、今の岩出市政に、政治、考え方、変えていくことがどうしても必要ではないかというふうに思います。

3点について、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再々質問にお答えします。

まず1点目、国保と健康保険と制度が違う問題でありますけども、実際、この制

度が違うという問題、制度が違うことによって生じる問題というのを最終的に解決するのは、これ医療保険制度の一本化、最終、これに尽きるのかなと考えております。先ほど国の負担増を求めるべきではないかというふうにおっしゃっておりますが、これも含め、医療保険制度の一本化あるいは国においての負担をふやしていただく、こういう要望を全国市長会なども通じてしておるところであります。

それから、2点目ですが、滞納処分のほうの問題ですが、議員おっしゃられたように、生活実態に寄り添って、温かくきめ細やかに対応しておるところです。先ほども申し上げましたように、負担できるのにしていだけない方、この方に対して毅然とした対応を行っているわけであります。誰もかれもに厳しいことをしているわけではありません。温かくきめ細やかに対応しておるところです。

この問題に関しましては、先ほど、議員も国保の収支改善やっていくべきではないかと、再三おっしゃられております。収支改善の1つの方法は収入をふやすことです。ですので、この国保財政の健全化、そういうところから考えても収入をふやす努力をしていくべきだと考えておりますので、今後とも頑張っていきたいと思っております。

それから、脳ドックの受診枠どうするのかというところですが、先ほど来申し上げますとおり、今後の申し込み状況あるいは他の保健事業とのバランスなどを十分勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、同じ国民健康保険制度、この制度の改善策という点で、同じ国保の質問をさせていただきます。

私は、当局の皆さんとどうすれば、この岩出市の国民健康保険税の運営面や、また国保税を引き下げていくことができるのか。また、どのような面が岩出市として求められているのかを一緒に考えていきたい。そして、そのために今回も質問しているんです。この点から、5点にわたって質問を行います。

まず1点目は、医療給付費そのものを削減していく。この面では、同じ効能のもので単価の安いジェネリック薬品、この使用の拡大が、今求められているわけですが、岩出市としての年次的な取り組みと利用実態、こういうものはどうなっているのかをまずお聞きをしたいと思います。

そして、2点目として、病気にかからないための健康予防や食生活改善、健康教室の拡充、介護予防教室などの拡充というものなんかも、この国保という部分と密着して、私は岩出市としても求められていると考えます。

現在、あいあいセンターなどで、健康教室なども実際に行われてきています。しかし、今後における高齢化社会を踏まえて、各地域の公民館や空き家を活用して、介護対策なんかも含めた高齢者施策、そういう部分なんかともあわせて生きがい施策、健康教室の施策、高齢者の社会参加を促進する、そういうような対策が求められていると思うんです。

身近な地域での取り組み、実際にあいあいセンターまで遠い。だから、なかなかよう参加せんけども、近所の公民館なんかやったら行けるかもわからん。こういう方もやっぱりたくさんおられるんですね。

こういう点では、今後の市の計画、また考え方、今のこの実態をさらに岩出市全域に広げていく、こういうような考え方なんかはないんでしょうか。市の方向性についてお聞きをしたいと思います。

3点目として、データヘルス計画については、9月議会で、御坊市でも非常に参考になる状況もあるんだと。こういう点なんかも踏まえて対応していきたいと答弁もされました。今現在、病気やけがという点においては、岩出市の特徴面として、現時点でどのように把握をし、何が岩出市に求められていると捉えているのかをお聞きしたいと思います。

病気や疾病関係では、当面の方向性、こういう部分なんかについても、いつまでにデータ計画を策定し、実施のめどを立てていこうと考えているのかをお聞きしたいと思います。

4点目に、私は、国保の部署だけじゃなしに、国保、医療費増大、こうなっている現状を各担当部署なんかとも密接に連携をして、それを少しでも少なくしていく、そういう対応も、私は求められているんじゃないかというふうに思うんです。例えば、交通事故なんかが起きたと。そういう場所になぜそこで起きたのか、そういう理由や、そしてどんな状況で起きたのかと。だから、ここを改善したら、そういうけがなんかが防げるというような点では、事業部なんかともやっぱり協力していくということも大切だと思うんです。また、そういうことをすることによって、新たな障がい者なんかも生まない、そういうことにもつながってくる、そういうふうに私は思うんです。

また、介護という問題なんかも、やっぱり密接にかかわってくると思うんですね。

家の中で大きなけが、こういうことなんかも、なぜそういうことが起きたのか。手すりなんかがあったのかなかったのか、こういうことなんかも含めて考えれば、長寿介護課、ここなんかも密接に連携をとるべきだと本当に思うんです。

教育委員会、ここも全く無関係ではありません。例えば、子供の虫歯の状況がどうなのか。子供たちの虫歯になっている状況、仮にどういう状況になっているかという点、これをしっかりと把握して、少しでも虫歯のない子をつくっていく、そういうことが、やっぱり国保におけるそういう部分なんかにおいても、医療費の削減という部分なんかにもつながってくる、そういうような形があるんじゃないでしょうか。

私は、いずれにしても、今のいろんな各課が連絡を密にして、総合的にいろんな岩出市の行政を進めていく、このことが本当に大切じゃないかと思うんです。こういう点においては、調査や研究、そういう分析、そういう部分では、国保として、各部署とどのような視点で対応しているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

そして、5点目として、先ほど、プロジェクトチームで強力に差し押さえをしていく、こういうことを盛んにおっしゃっておられたけれども、そういう強力な差し押さえじゃなしに、例えば、大阪市なんかでは、滞納回収の効率化を図っていく。そのために、これを民間に委託していいか悪いかはまた別問題としても、実際にそういう民間会社に委託をして、回収を図って、そして一定の効果が上がっている、こういうふうにも言われています。

女性のコールセンターというんですか、そういう方が親切丁寧に自主納付をしていただくためのそういう対応なんかもやって、そして回収、これが上がっている。こういうことも新聞なんかにも載っていました。

そして、八尾市なんかでは、ことしの7月でしたかね、新たに、ことしから国民健康保険料の滞納を未然に防ぎ、また滞納額の回収を図るということを目的に、同じような八尾市国民健康保険料納付案内コールセンターというものを設置して、電話による納付の呼びかけとか、国民健康保険料の口座振替の推奨とか、特定健診の受診の呼びかけ、こういうことなどが行われています。

先ほどの質問で、差し押さえの件数が県下一と指摘を行いましたけれども、こういうような高圧的な対応ではなく、積極的な自主納付の促進こそ、岩出市の施策として求められているんじゃないでしょうか。

自主納付の促進に向けた一環として、こういうような、本当に国保の加入者の生

活に寄り添ったそういう対応をとる上でも、こうした他の市の経験とか対応面、これを調査研究することも私は大切だと思うんです。こういうような他市での対応面、岩出市としてはどのように見ているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員ご質問の２番目、国民健康保険制度の改善についての１点目、「ジェネリック薬品使用拡大の年次的取り組みと利用実態は」についてお答えいたします。

ジェネリック医薬品の使用促進の取り組みにつきましては、毎年、広報紙による啓発はもとより、ジェネリック医薬品差額通知はがきの送付、年２回、それから保険証やお薬手帳に張って使えるジェネリック医薬品希望シールの送付、また高齢受給者証対象者に受給者証送付時におけるジェネリック医薬品のチラシの同封、それから市役所、各公民館等へのジェネリック医薬品希望カードの配置などの取り組みを実施しております。

利用実態につきましては、平成26年度平均の数量シェアで52.6%、平成27年度で56.9%となっております。

続いて、２点目の「病気にかからないための高齢者施策と結んだ身近な地域での取り組みの拡充は」につきましては、現在、市において、健康講座、健康相談、インフルエンザ予防接種を初めとする予防接種事業、それから、歯周疾患検診、また介護予防事業としてシニアエクササイズ教室、栄養改善教室、認知症予防教室等を展開するとともに、今年度は、岩出げんき体操応援講座を実施し、介護予防と地域の住民主体の集いの場づくりを支援する取り組みを行っております。

これらの事業の中には、公民館や地域の会館で実施しているものもございます。当然のことながら、これら全ては市の事業であり、それぞれの担当課が連携し、市民が健やかに暮らせるよう健康寿命の延伸を目指し、高齢者を初めとする全ての世代を対象とした健康対策を実施しているところです。

続いて、３点目、病気やけがという点における岩出市の特徴面をどう把握しているのかについてお答えいたします。

国保では、本年度、国保のレセプトデータをもとに、医療費等の分析を実施いたしました。その結果、最も医療費が多かったのは、新生物（がん、白血病、悪性リンパ腫など）で、全体の14.4%を占めており、次いで循環器系の疾患（高血圧や虚血性心疾患などの疾患）が13.1%、続いて、筋骨格系及び結合組織の疾患（脊椎障

害、関節症など）、それから、内分泌、栄養及び代謝疾患（糖尿病や甲状腺障害などの疾患）が高い水準となっております。

また、けがについてであります、医療費分析における20項目の大分類のうち11番目に位置し、その中で最も多いのは、その他の損傷及びその他の外因の影響で、具体的には、擦過傷、開放傷、脱臼などの傷病となります。

続いて、4点目についてですが、交通事故による医療費については、第三者行為として加害者が負担すべきものであり、交通事故対策と国保における医療費の減少は、直接関連のないものであると考えております。

最後に、5点目、滞納回収の効率化を図るため、民間会社委託の調査研究につきましては、大阪市では滞納世帯に対する電話及び訪問による納付特例や居住確認調査等の業務を委託しているようです。

岩出市では、保険税の徴収については、徴収プロジェクトチームが税務課と連携して滞納整理に取り組んでおり、高額困難案件は和歌山地方税回収機構へ移管しております。その結果、徴収率も、現年分、あるいは現年分と滞納繰越分を合わせた全体の徴収率、いずれも年々上昇しております。

また、徴収員を雇用し、訪問徴収についても実施しているところであり、現在のところ、民間委託の考えはございません。

以上です。

○井神議長　しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○井神議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　何点かお聞きをしたいと思います。

まず1点目は、先ほど、各種の健康教室などを初めとしたそういうものについて、今後、広めていくというようなお考えはあるのかどうかということを聞いたんですが、答弁の中では、今後という点についての答弁というのはなかったように私は思うんですが、今後、各地域に、市としては、健康教室を初めとした、例えば、空き家教室なんかも含めて活用していくという、そういう方向性なんかは現時点でお持

ちなのかどうかという点を再度お聞きしたいと思います。

もう1点は、行政との各課の連携面ですね。連携面という形で聞いたんですが、答弁では、交通事故という部分の事例だけを捉えられて、直接は関係ないんだというような答弁だったと思うんですが、私が聞きたかったのは、要するに、各いろいろな部署と連携をして、どのような対応面を市としてとっているのかという点、要するに、連携面という点ではどうされているのかという点をお聞きしたかったんです。この点で、再度答弁をいただきたいというふうに思います。

そして、最後に、この岩出市における国民健康保険、この改善面という点においては、国保税の軽減負担緩和、こういうものを図る上で、単年度決算の補填、地方独自事業の医療給付費波及分、医療費の増加、地方単独の保険料の軽減、累積赤字の補填、こういうような対策において、一般会計からの必要繰り入れ分や市独自の繰り入れ軽減を講じて、国保税の引き下げが求められる、こういうふうに私は思います。

他の市では、決算補填や医療費増加分、医療給付費の波及分、累積赤字補填、こういうものは借りているから返すというような対応をとっていないんです。同じ対応をしているのに、岩出市では、なぜか一般会計から借りている。そういう考えのもとに進められていますが、この視点を見直す、こういう必要性があることを述べて、質問を終わりたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、健康対策、さまざまな対策、これから地域で展開していくのか、今後の見通しどうかということによろしいでしょうか。健康対策、今後の見通し、地域でやっていくのかということだったと思います。

先ほども申し上げましたように、市では健康寿命をできるだけ延ばしていくと。これが医療費の削減あるいは介護予防、そういう部分につながっていくと考えております。先ほど申し上げましたようないろんな健康教室とか事業を行ってまいりますが、利用者の方の利便性も考えまして、さまざまな公民館等で行うことも考えていきたいと思っております。

それから、各部局、課の連携、どのような案件でもやっていくべきではないというお話であったかと思うのですが、当然のことながら、それぞれの部内の各課あるいは部局を超えて連携する。かねがね市長が、オーバークロス、ボーダレスという

ことを徹底するように指示を受けております。我々、その辺をしっかりと踏まえまして、連携をしてやっているところです。

それから、国保の財政の改善面というところで、おっしゃる趣旨というのは法定外の繰り入れ等、一般会計に戻すべきではなくて、余ったら基金に積む、あるいは保険料減額に充てる、そのようなことをやっていくべきではないかというふうなご意見だったと思いますが、この議論、何度となく繰り返されておりまして、我々、私、前の部長あるいは担当課長、委員会、このような一般質問の場で同じ趣旨の答弁をしてきております。国保に関して、この角度からの議論というのは、もう終止符を打つ時期にきているのではないかと感じております。

ですので、最後に、いま一度申し上げます。国保会計のみで収支均衡が果たせない場合、法で定められた額以上の繰り入れが繰り返されている現状が続く限り、国保会計を決算した後の残額は一般会計に繰り出すこととし、基金への積み立てはいたしません。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 当局は、終止符を打つということを今言われました。しかし、私は指摘したいのは、他の市町村では同じことをやっているんですよ、岩出市と。同じことをやっっているが、他の市町村では一般会計に繰り戻す必要のない、そういう代物だ、こういう考えでされているんです。

ところが、岩出市は他の市とは全く違う、そういう考えで、岩出市みたいなことをやっているところはないんですよ。このことを最後に指摘して、市の考えは、私は誤りだと、こういうことを最後に述べて、再々質問とさせていただきます。

○井神議長 ただいまの再々問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

他の市では全く違う考え方でやっておるというご意見です。岩出市の国保は、岩出市が岩出市民のためにやっておる制度であります。なので、岩出市は岩出市の考え方でやっていくということです。

先ほど申し上げたような方針で、今後とも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

市長から発言を求められていますので、これを許可します。

市長。

○中芝市長 本会議の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、任期の４年間、それぞれの立場から岩出市発展のため、市行政全般の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本市では、今後も第２次岩出市長期総合計画後期基本計画と岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市民の皆様との対話と協調のもと、活力あふれるまち、ふれあいのまちの実現を目指して、計画的かつ効率的にバランスのとれた行政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本定例会にご提案させていただきました補正予算を初め、各議案につきましては、慎重ご審議を賜り、原案のとおり、可決、ご承認いただき、まことにありがとうございます。

緊急の案件がない限り、任期最後の議会となりますが、１月の市議会議員選挙にご出馬されます議員各位におかれましては、喜びの当選をもってこの場に戻られますことを心からお祈り申し上げます。

また、今回の任期をもって勇退される議員におかれましては、これまでと同様、岩出市発展のため、引き続きご支援とご協力のほど、お願い申し上げます。

結びに、皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。４年間、本当にご苦労さんでございました。

○井神議長 ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

ここで、今期最後となります本定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は11月28日に招集され、議員皆様方には、本日までの18日間にわたる日程にもかかわらず、提案されました条例の制定及び一部改正等、重要案件について慎重なご審議を賜るとともに、議会運営に際しましても、ご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から感謝申し上げます。

早いもので、本定例会が私どもの任期における最後の定例会となりました。この4年間、議員各位のご心労、ご協力に対し、深く感謝の意を表します。

また、中芝市長を初め、理事者の皆様方には、時には厳しく対立もございましたが、市民の幸せを願う共通の理念のもと、議会と行政という車の両輪を自覚し、それぞれに努力と連携を繰り返してまいりました。この4年間、お世話になりましたことに対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも市政発展のため、一層のご活躍をご祈念申し上げます。

さて、来年1月執行の市議会議員選挙戦も目の前に迫ってまいりましたが、引き続き市議会議員として立候補される議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、見事ご当選され、本市の発展と市民福祉向上にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、多年にわたるご苦勞とご功績に対しまして、深く敬意と感謝の意を申し上げますとともに、これからも、それぞれの立場で、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後に、平成27年2月に議長という重責をお預かりし、皆様方のご協力とご指導により、今日までどうにかこの重責を大過なく果たし得ましたことに対し、副議長ともども心からお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

それでは、ここに謹んで、平成29年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、平成28年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦勞さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(13時30分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証
するために署名する。

平成 28 年 12 月 15 日

岩出市議会議長 井神 慶久

署名議員 三栖 慎太郎

署名議員 松下 元